

会議録・平成30年3月7日第1回定例会

1. 招集の年月日 平成30年2月20日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 3月7日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 12名

1番	上田	清	2番	伊豆	千夜子
3番	山内	理	5番	中井	啓悟
6番	松本	忍	7番	江	京子
8番	樋口	文隆	10番	阪井	勇男
11番	綿民	和子	12番	奥山	幸洋
13番	乾	健郎	14番	辻井	成人

1. 欠席議員

9番 北岡 泰

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会書記 畑 弘人 松本 章 朝倉 晶子 家城 和司

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	下村 良次	総 務 課 長	西口 和良
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	松井 友吾
人権生活環境課長	世古口 和也	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	山口 隆弘	長寿健康課長	菅野 由美
農水商工課長	高橋 浩司	まち整備課長	堀 真
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	中野 敦夫
教育総務課長	西尾 仁志	こども課長	世古口 哲哉
農業委員会事務局長	田中 一夫		

1. 会議録署名議員

7番 江 京 子

8番 樋 口 文 隆

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回明和町議会議定例会、第3日目の会議を開会します

なお、北岡議員、浅尾事務局長より所用のため、本日の会議に欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告します。

ただちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

7番 江 京子 議員

8番 樋口文隆 議員

の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（辻井 成人） 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は6名の方より通告されておりますが、1番通告者の北岡議員から一般質問を取り下げる旨の連絡がありましたので、2番通告者から順次繰り上げて許可したいと思います。

11番 綿民和子議員

○議長（辻井 成人） 1番通告者は、綿民和子議員であります。

質問項目は、「福祉施策について」の1点であります。

綿民和子議員、登壇願います。

綿民議員。

○11番（綿民 和子） 皆さん、おはようございます。議長より登壇のお許しをいただきましたので、先の通告に従い質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず1点目、子どもたちの虫歯予防について、質問させていただきます。

子どもたちの健やかな成長には、歯科保健が大変重要であり、明和町としても虫歯を減らすための取り組みに努めてみえると思います。歯は食べることに深く関わり、食は健康に通じます。歯を健全な状態に保つことは、全身の健康を維持していくための基礎といえます。

もしその歯が虫歯になれば、集中力がなくなり、学習意欲も落ちてしまうかもしれません。固い物が食べられないほか、毎日の食事がラーメンや菓子パンなど極端に偏ってしまい、バランスのよい食事ができなくなってしまいます。このまま大人になれば生活習慣病へのリスクも高まります。

子どもの歯の健康については、健康寿命を延ばすための一つの重要な基礎となる取り組みとして、家庭だけに任せるのではなく、行政としてもしっかりと取り組み、支援が必要なのではないのでしょうか。子どもの歯を守るさまざまな取り組みをとるべきと考えますが、いかがですか。

○議長（辻井 成人） 綿民和子議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） おはようございます。

ただいま綿民議員さんのほうから、子どもたちの虫歯予防についてということで、ご質問をいただきました。先ほどご質問の中にもありましたように、子どもの歯をまず守るということは、町としても一番重要な事項として考えておるところでございます。歯を守るということは、生涯にわたり心身ともにですね、健康で豊かな生活を送る、そのためにまず食べるということの一番の入口であります歯と口腔、これの健康づくりがですね、重要や役割を果たしていると、私どもそのように考えているところであります。

歯と口腔の健康づくりというのは、単に虫歯の歯科疾患を予防するというようなことだけではなしにですね、将来においてはお話がありましたように、生活習慣病の糖尿病とか、あるいは動脈硬化だとか、そういった生活習慣病の予防にもですね、つながっていくわけでありまして、今よく言われておりますのは、認知症の予防とかですね、寝たきりの予防、そういった全身の健康を保つ、そういった健康増進にですね、歯の健康というのは、お口の健康というのは十分に役割を果たしていると、そのように思っておるところです。

将来にわたってですね、健康を保ち自分の歯で食事をして、そして食事を味わい、会話も楽しむというようないきいきとした表情でですね、暮らすことができるように、小さい頃からそういった歯磨きの習慣だとか、そういったものをですね、しっかりと子どもたちに教えていくということは大事だと、そのように思っておるところであります。

また、子どもたちに限らずですね、町民の皆さんが自らの健康保持のためにですね、歯と口腔の健康づくりに関心を深めていただくこと、そのことが重要なことというふうな思いがございます。町としましてはですね、平成26年4月から歯と口腔の健康づくり推進条例というのをですね、制定を

させていただき、町民の方々にPRを、関心を持っていただくようにですね、努めているところでございます。

昨年は11月26日にですね、歯科医の先生方、あるいは歯科衛生士の皆さん、薬剤師の皆さんもですね、入っていただいた中で、町として歯と口腔の健康まつりということで、実施をさせていただきました。まだまだ参加いただく方は少なかつたわけでありますけれども、まずは我々としては町民の皆さん、あるいは子どもさんの歯の健康ということで、これからも啓発事業にまずは努めていきたいと、そのように思っておるところでございます。

まず歯と口腔の健康づくりの基本目標ということで、いつまでも自分の歯で食べようということで、8020運動というのが展開をされておりますが、それも一つにあげる中でですね、もう一つはやはり定期的に歯科健診を受けていただいて、虫歯とかあるいは歯周病予防という、そういったことを二つの基本目標においてですね、これからも歯科保健衛生に取り組んでまいりたいと、そのように思うところでございますので、よろしくご理解を賜わりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

綿民議員。

○11番（綿民 和子） 町としても重要なことだと考えてみえると、町長も先ほど言われました。

では現在、明和町の教育現場における虫歯予防に対する指導はどのようにされてますか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 綿民和子議員の再質問に対する答弁、ことも課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 失礼いたします。

教育現場における虫歯予防に対する指導について、お答えさせていただきます。

学校では歯科衛生士によるブラッシング指導を、基本的には小学校1年生と4年生に実施しているほか、歯と口腔の健康に関する授業や食後の歯磨き指導、学校だよりや保健だより、そして掲示板などによる虫歯や歯周病の予防の周知、また感染症と関連づけ歯磨きの大切さを指導しています。

そして、歯科検診後の受診勧奨を行い、保健委員会活動では、歯磨きチェックや歯磨きカレンダーを活用いたしまして、歯磨きの習慣が定着できるよう指導しております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

綿民議員。

○11番（綿民 和子） 課長のほうからさまざまな指導をされているブラッシング指導とか、いろいろなことがあると思いますけども、先ほど町長も言われたんですけども、明和町では平成26年4月に、明和町歯と口腔の健康づくり条例を定めましたが、その条例を定めた後、どのような取り組みをされていますか、ちょっと町長さんが言われたので、重複するところがあると思いますが、お願いいたします。

○議長（辻井 成人） 綿民和子議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 条例制定以後はですね、一つは歯と口腔の健康づくり推進委員会を設置をさせていただきまして、その推進協議会をベースにですね、さまざまな事業を展開しているところでございます。詳細につきましては、担当課長のほうから、内容について説明をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） それでは、条例制定後の町の取り組みといたしましては、先ほど町長が申し上げましたように、歯と口腔の健康づくり推進協議会を設置いたしまして、町が進めております事業や歯と口腔の現状やその対策等について、協議を行っているところです。

また、平成26年度から歯と口腔の健康づくり普及月間であります11月に、毎年、歯とお口の健康まつりを開催しています。この歯とお口の健康まつりは、先ほども町長が触れましたが、歯科医師による歯科健診や歯周病検診、またフッ化物洗口やフッ化物歯面塗布の体験、歯科衛生士によるブラッシング指導、歯科技工士による入れ歯のクリーニングなどを実施し、歯と口腔の健康づくりの重要性について、普及啓発を行っているところです。

このまつりには、家族でおみえになる方も多く、幼児の方から高齢の方まで、幅広い年齢層の方にお越しいただいております。また、明和町歯科保健基本計画を策定し、町民の皆さんの生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を進めております。

今年度は今までに取り組んできた幼児期の虫歯予防についての今後の施策に反映するため、口腔保健に関する意識調査も行ったところです。今後、妊娠期の歯科検診や二十歳の皆さんに歯周病検診の受診券配布などの取り組みを実施する方向で、今、準備を進めているところです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

綿民議員。

○11番（綿民 和子） 私も、歯とお口の健康まつりには、今年行かせていただきまして、たくさんの方がおみえになって、興味があることだなと、つくづく思いました。

では、明和町はこの条例にそった推進協議会も開いていると認識しています。過去5年間をさかのぼっても、教育委員会の積極的な推進姿勢が見られない旨、聞いております。

明和町が制定した本条例のスタンスは、明和町民の生涯にわたる健康課題を向上推進していくために、幼児期からのつながりある取り組みが、次世代に移行していくことで成し遂げてゆきます。生涯にわたる各人生のステージにおいて、子どものステージでの口腔の健康課題は、虫歯を発生さ

せないことです。

その観点では、根拠ある子どもたちへの口腔機能を向上推進する手法としての集団フッ化物洗口は、既に町内の全幼稚園、保育園で実施され整備されています。

しかし、次の段階として、小学校での導入の時期に入っては、そのための組み立てや動き、実績が一向に報告されていません。明和町の子どもたちの、さらに町民の健康増進を望む者として、小学校でのフッ化物洗口の導入に、何故これほどまでの時間がかかるのか、その要因はどこにあるのかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） なぜフッ化物洗口導入に、こんなに時間がかかっているのかというご質問だと思っておりますが、歯と口腔の健康づくり推進協議会の中でのやり取り、協議自体が実はフッ化物洗口、それも学校での集団洗口に特化されているところが、やっぱり時間がかかっている要因かなと思っております。

あと私の中では、そんな中でやはり風評として、なぜ幼稚園、保育所でやれているのが、学校ではやれないのかというふうなご質問といいますが、出てくるということ事態が、やっぱり信頼される学校づくりの上では、やっぱり一番よくないことだとは思っております。

そんな中で、なぜ学校がこれほど、学校現場のほうで導入に躊躇しているかと申しますと、一つはこれが考えられるのかと思っております。一つはフッ化物洗口の薬剤そのものが、まずは劇薬であるということです。

それはメラノールというのを使っておるわけなんですけれども、実際にはそれはいがい剤に使う時には、安全なものだというふうなことは認識はしておりますが、薬剤が使われるということ。

それから二つ目としましては、学校現場への持ち込みや薬剤に頼ることの是非について、躊躇しているということ。それから、運営や薬剤の管理

で大変な不安を持っているというところが考えられるんだと思っています。

ただ、これもこの5年間いろいろ協議をしていく中で、推進協議会の中でさまざまな議論をされる中で、ようやくこの2月にですね、少し前が開けてきたといいますか、実は歯の健康のためにも、それから虫歯予防のためにも、歯磨き指導とともに、やはりフッ化物応用、先ほど申し上げましたように、フッ化物応用ということ、一つ大切にしたいと思うんですが、フッ化物応用の中に、一つは歯磨き剤にフッ化物が含まれた歯磨き剤を使用することが一つ。

それから、年に2回ほど程度、フッ素の歯への塗布、これが一つ。

そして、もう一つはうがいをするフッ化洗口というものが、フッ化物応用ということになるわけなんですけども、歯磨き指導とこのフッ化物応用というのが、やはり子どもの歯の健康には大変有効なことは、認識し始めておりますので、今後は具体的な取り組みのほうに入っていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

綿民議員。

○11番（綿民 和子） 先ほど教育長、集団洗口に特化されているということ、それとまず3点ぐらいあげられましたけども、劇薬だとか、大変な不安を持っているとかということ、お聞かせ願いました。

そういうことなんですけども、幼稚園・保育所でされているということで、私は小学校でされないのは何故かということが、一番の疑問を持っていることでした。

今からなのですが、小学校での集団フッ化物洗口の実施には、これからの計画、先ほどちょっと言ってみえましたが、もう一度すいません、お願いいたします。

○議長（辻井 成人） 綿民和子議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 私が今後はやはりこういうふうな形で、基本計画ができていける以上は、やはり行政、そしてまた医師会、そして学校、この3者がやっぱりしっかりと前に向いていかなければならないと思っていますので、実際この後、どのような計画を基に進めていくかということだとは思いますが、やはり願いとしましては、子どもたちのやはり歯の健康ということを考え、この基本計画に沿って、前向きにどのようなことを取り組んでいくかということ、私なりに一つ思い描いておることをご紹介させていただきたいなと思っております。

それはやはり虫歯予防は歯磨き、それから甘いものをあまり取り過ぎないこと。それから、先ほどからお話させていただいておるフッ化物応用がバランスよく行われることだと思っています。

それはあくまでも洗口にこだわるということではなくて、フッ化物応用をバランスよく取り込んでいくということが大事だと思っています。そんな中で、私は一つ思っていることとしましては、行政、医師会、そして学校、そして家庭も含めた4者で基本計画に沿って、前向きにやってもらいたいと思っています。

それには、私はそれぞれのその4者が、それぞれの役割を分担していくことが、これから大事なのかなと、そう思っています。

一つは、まず医師会のほうが担っていることとしては、歯医者の方でも歯の健康教室等々を学校の中で、一つ行っていく機会を持っていただく。それから、歯科衛生士さんによるブラッシング指導、先ほど課長のほうからも申しあげましたように、1年生と4年生で希望される学校については、ブラッシング指導をやってもらっております。これを引き続いて担っていただきたい。

それから、もしそれが可能であるならば希望者にフッ素塗布を、健診とは違うもう一度違う機会の中で、そちらのことをやっていただく場の設定を計画していただきたい。

それから、歯科医師による歯の健康教室、先ほども申しあげましたように、これは親にも、それから学校にも、そして子どもたちへのそういう場も提供していただければと思います。歯科医師、歯医者さんによりまして、こういう取り組みこそが今後大いに大事なことなんではないでしょうか。それは地域の子どもの歯の健康について、一つ理解をしていただけること。

それから、子どもたちもよく自分の歯を承知していただいている先生方にまたみていただくというふうな格好になることが、一番いいのかなと、一つ思っています。

それから、フッ化洗口につきましては、学校での集団洗口に特化する、固執することは私はよくないのかなと、一つは思っています。学校にやはり頼るのではなくて、やはり子どもの歯の健康というのは、やっぱりわが子の健康でもありますので、それからいくと家庭が担うことも一つ大事なような気がします。

そういった意味では、一つ第一義的な責任として、やっぱり親が子どもの歯の健康についてしっかり知っておること。それから守るために、どういふふうな習慣づけをさせていくということを考えますと、この洗口につきましては、いろんな問題もありますので、取り入れていくのに、なかなか難しい、クリアーしにくい問題もありますので、家庭のほうで担っていただくことが、私は大事なんではないかなと思っています。

ちょうど2015年、3年ほど前に、このフッ化物洗口剤が既にもう市販されております。それから昨年からは日用品雑貨の、もう一つ大きな会社のほうも洗口液というものができておりますので、そちらをですね、できたら歯医者さんの歯科の研修、説明会とともに話をさせていただくとともに、家でもこういううがい洗口をやっていくことが大事だよというふうな形で、していくことが一つ大事かなと思っています。

私自身としては、そういう意味で、子どもの健康、歯の健康、フッ化物

洗口が有効であるならば、親御さんの手で、しつけの一環としても、生活習慣の一環としても、家庭のほう担っていくことのほうがいいような気がしております。

それから、学校が担うこととしましては、やっぱり歯磨き習慣の徹底ですね、今まで以上の徹底が一つ大事なのかなと思っています。それからあとは保健日より、学校日より等で、こういったお医者さん、それからブラッシング指導の中で得たものを家庭へ発信していくということも、一つ大事なのではないかと思っています。

そして歯科医師会、行政、子どもたち、家庭ともどもこういうふうな前に向きだしたところを、やはり町行政のほうで、それを支援していくというふうな格好が一番望ましい格好なのかなと思っていますので、今後はとりあえずは今のところ来年度あたりから、一つ歯磨き剤を学校のほうで、フッ素の入った歯磨き剤を使用していく方向を一つしていこうか。

それから歯医者さん、それから衛生士さんによる指導も、また盛り込んで、それを家庭に発信していこうかというふうなことで、前向きに動き出していくようなことも聞かせてもらっておりますので、それを私たちは支え応援していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

綿民議員。

○11番（綿民 和子） 教育長からいろいろな前向きなご意見を聞かせていただきました。まさにその歯の磨き方、それからブラッシングも最も重要なことだと私も当然思います。それにプラスして、フッ化物洗口すればより一層虫歯が減り、精神的苦痛も減少されるのではないかなと思います。

まず先生方の事情も理解いたします。せつかく保育園・幼稚園でフッ化

物洗口をしていただいているのに、永久歯に代わる小学校で実施されていないのは残念でなりません。

松阪市では、今年11月から小学校でモデル校として、フッ化物洗口が行われるとお聞きしました。このことを受けて、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 綿民和子議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 松阪の方は、今年11月からこのような先行的に、6校で実施をしてみるというふうなことです。そういうことで、明和町もそうしたら直ぐにというふうには、私自身は考えておりません。

松阪はやはり松阪の入り方でいいでしょうし、明和町は明和町で先ほど申しあげましたように、1校ずつどういう形でこのフッ化物洗口、フッ化物応用というものを、どのような形で学校現場にも盛り込んでいくかというのは、この先も考えつついきたいなと思っております。

ただ、先行的に11月から松阪がやる状況等については、情報を収集しつつ、何とかいけるのかなとか、見通しが持てるようでしたら、大いに参考にはしていきたいなと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

綿民議員。

○11番（綿民 和子） 教育長、家庭のほうで担っていただくことも重要だということを、先ほどもお聞かせ願います。

私の知り合いの方の中にも離婚され、働きながら一人で子どもを育てています。忙しい生活の中で、歯磨きが行き届かず、虫歯ができた後も、なかなか歯科委員に連れていけずいたところ、あっという間に虫歯は進行してしまったといえます。子どもの虫歯の原因は本人、もちろん親にも責任があると思いますが、側からできること、行政側の施策で、親の負担にならない方法を模索してほしいものです。

そして、周囲が手厚く見守っていかなければいけないと考えます。何度も何度も申し訳ないです。教育長、虫歯予防、虫歯に対する見解、虫歯予防の意義について、どのように考えていらっしゃいますか。何度も申し訳ございません。

○議長（辻井 成人） 綿民和子議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 先ほど来、町長、そして担当のほうからも話があります。綿民議員さん自身もそのようにお考えだと思いますが、歯は一生のやっぱりパートナーですし、脳細胞の活性化、それから唾液の分泌を促して抗菌作用を高める、健康のためには何よりの一番大事な部分ではないかなと思っております。

そしてまた、小学校においてのいろんな質問がございましたように、やっぱり乳歯と永久歯が生えかわる時期ですので、ブラッシングの指導もそうですし、虫歯予防のための施策等々は学校も家庭も、そして歯科医師会もこぞって、やっぱり大切にしていかなければならない時期に、どういうようなことをしていく必要があるのかは、しっかり考えていかなければならないなと思っています。

虫歯予防にやはり歯磨き、それから甘いものを摂取しすぎないこと、それからフッ化物応用というのが、大変有効だということは、やっぱり認識をしっかり持って、今後進めていかなければならないなと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はいかがですか。

綿民議員。

○11番（綿民 和子） では前向きに考えていただきたいと思います。町長も教育長も、子どもたちには大変人気があると思います。よく聞きます、私からも人気のあることは聞いています。

虫歯になり困るのは子どもたちです。虫歯になる子どもが減り、1日も早く健康寿命を延ばせる社会の実現に向けて、行政としてできることを期

待し、次の質問に移ります。

2点目の質問ですが、障がい者グループホームの設置促進について、何点かお伺いをいたします。

明和町においては、身体障害者手帳所持者は平成29年には937人で、人口に占める割合は4%程度となっており、療育手帳所持者は増加傾向にあり、平成29年には149人となっています。これは平成25年からの5年間で25.2%の伸びとなっています。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成29年には100人となり、同じく5年間で34人増え、51.5%伸びています。自立支援医療費、精神通院の方、受給者証所持者についても、増加傾向にあり、平成29年で260人となっており、同じく5年間で44人増え20.3%の伸びとなっています。この現状をどう考えますか。

このように心身障害者の方が増加した現在、さまざまな問題が発生してきていると思われませんが、障がい者の親の高齢化も深刻な問題の一つであります。親と同居して在宅で生活している障がい者も、いつかは親が高齢者となります。親が要介護者になれば障がい者自身も、これまでのように支援が受けられなくなり、たちまち生活が難しくなります。

そこで先々の障がい者や親のこういった不安に 대응するものの一つとして、グループホームがあると認識しています。グループホームは、単身での生活に不安がある障がい者が、一定の支援を受けながら地域の中で暮らせる住まいの場であり、この整備は急務であります。

ここでお聞きします。

現在明和町のグループホームの現状をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 綿民和子議員の質問に対する答弁、福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） それでは、まず身体障害者療育手帳等の所持者の現状はというご質問でしたので、それについて答弁させていただきたいと思います。

身体者障害者手帳等の保持者の現状につきまして、ご質問ありましたが、身体障害者手帳等の所持者は、ここ5年間ではほとんど変化はございません。しかし、身体障害者手帳の65歳以上の方の占める割合が、約73%となっております。

障がい別にみると、内部障がいの心臓機能障がいが増加しており、これらのことから高齢化の要因や、生活習慣病である疾病に罹患することにより障がいになる方が多くなってきたと考えています。

療育手帳の所持者の増加については、知的障がいは先天的な障がいではありますが、在学中に手帳取得につながらなかった方が、卒業後に就職できないひきこもっている、人間関係がうまく築けないなどの理由で、相談支援につながり、手帳取得に至るケースや、また乳幼児健診等で早期に発見され、保護者の障がいへの認知と受容が早く行うことができるようになることで、児童の時から療育手帳を取得されるケースも増えてきております。

精神保健福祉手帳所持者の増加については、精神障がいには先天的な障がいである発達障がいが含まれますが、これまでは発達障がいについての理解が低調でありましたが、近年、その啓発と理解が進んだことで、相談支援や精神科受診につながり、手帳取得に至ることも一因であると考えています。

また世の中の価値観や生活スタイルなどが多様化し、その中で生きづらさや先進的な負担を抱えて、精神科受診につながる方が増えてきていることも一因であると考えています。同時に精神科治療では、継続的な受診と服薬が必要となる場合が多いことから、経済的負担を軽減する自立支援医療制度が普及して、精神通院医療にかかる自立支援医療費受給者証の所持者も、また増加したものと考えています。

福祉サービスを利用する際や、障がい者枠での一般就労を希望する際には、これらの手帳のいずれかを所持していることが必須であり、社会参加や自立に向けた支援を利用する有効な手立てとなります。このことも手帳

所持者等の増加と関係しているように思われます。

次に、明和町の現在のグループホームの現状ということでございますが、明和町には現在、2箇所です。障がい者グループホームが運営されております。どちらも定員7名で、14名の方が現在これらの障がい者グループホームで生活してみえます。この14名の方は、日中は、障害者通所施設などへ行かれおり、生活介護の事業所へ7名、就労継続支援の事業所に5名、一般就労の企業に2名通ってみえます。一般企業に行かれています2名は、将来一人暮らしをしたいという希望があり、この障がい者グループホームで一人暮らしのためのスキルを身につけられるよう訓練を行っています。

なお明和町以外の障がい者グループホームにも、9名の方が利用されておられます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

綿民議員。

○11番（綿民 和子） 明和町では2箇所あるということで、7名ずつ入ってみえるということなのですが、では、現在グループホームへの入所希望者は何人ぐらいみえることは、把握してますでしょうか。

○議長（辻井 成人） 綿民和子議員の再質問に対する答弁、福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 障がい者グループホームの利用希望者についてでございますが、ご家族の希望を踏まえ、支援者が必要であると考えている障がい者の方は36名ございます。

この36名のうち、早めの利用を希望されている方が14名、5年ぐらいをめどに利用を考えている方が11名、5年以上先には利用を考えてみえる方が10名、町内の障がい者グループホームへの利用希望されながら、現在、町外の障がい者グループホームを利用されてみえる方が1名でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

綿民議員。

○11番（綿民 和子） 36名の方が必要とされていると、今先ほどお聞かせねがいました。

では、明和町が障がい者計画の中に住環境の整備、今後の方向として障がいのある人が地域で生活する場、もしくはそのために体験や訓練の場としてグループホームの整備を推進しますとありますが、現在の進捗状況をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 綿民和子議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 障がい者の方が地域において生活できるということは、最も重要なことであるというふうに思っております。

先ほど障がい者の第5期の福祉計画、この中にも我々としましては、グループホームの整備を位置づけておるところでございますが、町内に障がい者、先ほどのお話にもありましたように、グループホームが開所された以降もですね、保護者の方々から何とかグループホームの整備をという要望なり要請をいただいているというのが現状でございます。

町としましてはですね、今、運営されておる一つのグループホーム、しかし、なかなかですね、この運営自体は非常に厳しいものがあるというふうに理解をしているところでございます。

従いましてですね、今後、整備を進めていく上においてはですね、やはりそういうノウハウを持った事業所がきちっと対応していただくということが、一番重要かなと、そのように思っておるところでありますので、そういう方々にですね、事業者のほうに参入していただくように呼びかけを、実はさせてもらっているところでございます。

その中で、障がい者のグループホームを建てていこうという事業所さんもおみえになりますので、我々としてはですね、これから可能な限りですね、いろんな面で支援をしてまいりたいと、そのように思っておるところ

です。

ただ今、そうはいうものですね、じゃあという形の中で、具体的にグループホームをじゃあ建設しようかというところまでは、まだ至っておりませんので、これからいろいろな事業所さんとですね、話をしながら何とか確保していきたいと、そのように考えておるところです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

綿民議員。

○11番（綿民 和子） 町長の答弁の中にも、ノウハウを持った事業所がしていただければということがありました。

私もたくさんの方々の保護者の方々から聞かせてもらっていますが、最初に述べましたが、自分たちが子どもたち世話ができなくなった時、入所できるグループホームがあれば安心です。そしてまた、その運営を町にしていたければ、より一層安心なのだといろいろ聞かせていただきますが、そのことに対して町では運営が不可能であるというのであれば、社会福祉協議会に任せるといことはどうですか。

社協さんがするとなれば、町はどのように関わられますか。まず管理運営、資金、土地等、あらゆる壁があると思いますが、町長お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 綿民議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 社会福祉協議会では、現在ありんこさんを運営していただいております。そのありんこさんの利用者の保護者の方からですね、何とか障がい者グループホームの建設ということの要望をお聞きをさせていただいております。

従いまして、社会福祉協議会がですね、これらのグループホームの運営に、あるいは建設にですね、関わってくるということであればですね、我々としましてもですね、また、資金面も含めて議会の皆様方と相談をさ

せていただきながらですね、実現できるようにしてまいりたいと、そのように考えているところです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

綿民議員。

○11番（綿民 和子） 町長の基本姿勢の中にも、安全で安心して、いつまでもいきいきと快適に暮らすことができる心温かいまちづくりに取り組まなければならないと言ってみえます。そのためにも、町としての最大限の支援をしていただき、早期実現に向け取り組んでいただきたいと思えます。

もし、新しいグループホームが建設される方向であれば、一つ私、要望がございます。

私も何度も東員町へ施設見学に行かせていただきました。グループホームの中に、ショートステイの部屋も確保していただき、急な体制に配慮していけるような仕組みを望みます。そこで現在、緊急への対応については、町としてどのように対応されていますか。

○議長（辻井 成人） 綿民議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 現在ショートステイを受け入れている施設が1箇所、実はございます。冠婚葬祭も含めてですが、ただこれで十分かということ、そうではございませんので、新たな施設整備の時には、当然こういったショートステイ、短期間の入所ということについてもですね、十分考慮していかなければならないと、そのように思っておるところです。

議員の皆様も東員町のほうに、何かご視察にも行かれたというふうにお聞きをしておりますが、あそこにはショートステイ等々も含めてですね、緊急の場合の対応ということにつきましても、対応がなされているというふうにお聞かせいただいておりますので、そういった先進的な施設等々も参考にしながらですね、今後整備を進めていく一つの、なんていうんです

か、参考にしていきたいと、そのように思っておるところです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

綿民議員。

○11番（綿民 和子） ありがとうございます。いろいろ聞かせていただきました。東員町すばらしい施設が整備されております。先ほども言いましたが、親が高齢になると、いつ突然何が起こるかわかりません。その時、近くにショートステイがあると、どれだけ心強いかと思います。私の望みとしてなんですが、将来、明和町に高齢になられた親と障がい者の方が一緒に生活できるグループホームができればいいなという思いがございます。

最後になりますが、今後とも頑張ってください、グループホームの増加をよろしくお願ひしたいと思います。私がこの問題を取り上げたのは、障がい者のお母さんから身に迫った現実の問題として相談があったからです。高齢になられており、子どもの将来が不安であると。将来を考えるとグループホームに入所させたいが空きがない、大変困っていると、私がいなくなったらどうなるんだろうと、大変心配されておられました。

このような方はたくさんみえると思います。どうか限られた財政であり難しい面も多々あると思いますが、できる範囲でのさらなる補助、支援を強く要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、綿民和子議員の一般質問を終わります。

1 番 上 田 清 議 員

○議長（辻井 成人） 2番通告者は、上田清議員であります。

質問項目は、「公共施設の維持管理について」、「企業誘致について」の2点であります。

上田清議員、登壇願います。

○1番（上田 清） 失礼します。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、先に通告させていただきました一般質問をさせていただきます。

公共施設の維持管理について、町長施政方針の中で述べられておりますが、今年度町制施行60周年ということを述べられていますが、60年も経ちますと、公共施設について、維持管理をきっちりと管理していかなければならないと思っております。

施設に関して、庁舎・学校などたくさんの施設が目白押しで建設計画をしていかなければならないと思っておりますので、それに対する取り組みをお願いしたいと思います。

特に行財政改革について、町長も述べられておりますので、それを踏まえてお答えをしていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 上田議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 上田議員さんのほうから公共施設の維持管理についてということで、ご質問をいただきました。

公共施設の維持管理につきましては、昨年3月に策定をしました公共施設等総合管理計画というのが、実はこういう形でつくらせていただきました。この中で規定をしております公共施設というのは、先ほどご紹介ありましたように、小中学校のみならずですね、幼稚園・保育所、そして建築物に限らずですね、実は道路とか、あるいは橋・橋梁、それから上下水道のですね、管路等々も含めるインフラ系も含めてですね、この公共施設の管理ということ、これから考えていかなければならないと、そのように思っております。

特にですね、建築物につきましては、実はこの計画の中でも明らかにしておりますが、昭和50年代の建築物が非常に多うございます。小学校もそうですし、町公民館も然りであります。そういう中でですね、特に30年以

内にですね、いろいろ建築物の耐用年数が経過するというふうなことの中での部分が、だいたい6割の建物がもう30年を経過するという形になってきております。

一番心配なのはですね、旧耐震とそれから新耐震というような災害に強い建物、それらの区別もですね、きちっと立てていかなければならないと、実はそのように思っておるところでございます。

そういう中で公共施設そのものがですね、老朽化が進んでいっているというは現実の話でありますので、それらに対して多額の維持費、あるいは修繕、そういったものが当然必要になってきますし、それに伴う費用というのが、どうしてもついて回ってくるというのが、今の現状です。

従いまして、この公共施設等の総合管理計画に基づきましてですね、いつの時期に何をどのようにしていくかという、そういった計画をですね、もう少し具体的に詰めた中で明らかにして、どの時期にどれぐらいの費用が要るかということもですね、明確にしながらですね、これから公共施設の維持管理等々に努めてまいりたいと、そのように思いますので、具体的な内容につきましては、また計画が具体化した時点で、皆様方に報告をさせていただきご協議を賜りたいと、そのように考えているところです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

上田清議員。

○1番（上田 清） 今、しっかりとした計画を持ちながら、町長は答弁をいただきました。これからもですね、たくさんの方々が先ほども町長言われましたように、施設が老朽化してきておるといことは、もう皆さんご存知だと思いますので、しっかりとした行財政改革をきちっとしながら取り組んでいただきたい、そのように思います。

これからもですね、特に私は施設の維持管理に対してはですね、公共施設の光熱費、水道代、そういうのを節減、そういうのをもう少しきっちり

と取り組んでいただければ、こういう財政的にもいいんじゃないかというように思っております。

そのためにもですね、以前からも私は言っていますが、光熱費の点ではですね、電気代、少なくとも節電ができるんじゃないかというように思っています。特に最近はですね、LED、照明がかなり進んでおりまして、節電がなされておると、そのように聞いております。町としてもこの施設に、そういう節電のできるようなお考えがあるのかどうか、そこら辺のところお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 上田議員の再質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（西口 和良） 失礼します。

先ほどの節電対策ということで、LED照明のことで、ご質問いただきました。この照明につきましては、平成28年に閣議決定をされました地球温暖化対策計画による政府実行計画におきまして、政府の官僚施設、政府官公庁施設の新築・改善時には、原則LED照明とする。また既存の施設の更新においても、LED照明の切り換えを行うということが定められております。

当町におきましてもですね、防犯灯のLED化につきましては、既に行っておりまして、順次進めておるところでございますが、施設建物につきましては、新築や改築の場合には、そのLED照明を取り入れております。ただし既存の施設につきましては、導入経費はですね、以前より安価にはなっておりますが、切り換えとなると経費が嵩むというような状況でございます。

具体的な計画は、現在持っていない状況でございますが、この照明器具のLED化の流れや、国の浸透もございまして、公共施設のLED化の照明は早急に取り組まなければならない問題というふうに受け止めています。

今後、公共施設のLED照明の移行について、財政面も踏まえて、具体的な方策を検討する中で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

上田議員。

○1番（上田 清） 是非しっかりとこの照明器具等はですね、今の庁舎におきましてもですね、そのまま器具は新しくするのは難しいというようなお答えでございましたが、器具だけじゃなくてですね、最近は蛍光灯の管だけで、LEDに変えられるということが出ております。そういうのも考えてみえるのか、そういうことは考えられないのか。

それと、最近はですね、電気会社はですね、かなりいろんな方が、電力の自由化になりましてですね、しっかりと明和町さんにもお話が出てきておるんじゃないかと、そのように思いますが、そこら辺のところは検討されてみえるのかどうか、それだけお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 上田議員の再質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（西口 和良） 既存の施設につきましてですね、要は全て替えるものと、部分的に球だけ替えるものがございますので、その辺を含めて今後、検討させていただきたいと思えます。

それから、もう1点のですね、電力小売りの全面自由化ということでございまして、それを受けてですね、現在、民間の小売電気業者の方から、再生可能エネルギー、太陽光発電等を活用した公共施設への電源供給への提案もいただいております。

これによると電気料の削減、また地球温暖化の貢献にもつながるということでございますので、今後その導入につきましては、その効果とか課題を整理していく中で、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

上田議員。

○1番（上田 清） その点をしっかりと検討していただいてですね、し

ていただきたいと思います。

それとですね、特に私も夜の役場にお邪魔したり、いろんなことでパトロールとか、そういう時にお邪魔した時にですね、トイレを使わせていただいた時にですね、もう前回にも質問させてもらったんですが、電気は常に切ってもらっている。電気を点ける、そういう形ですね、他の方もああトイレに入っても暗いな、あれをセンサーの付いた器具を付けていただければありがたいなというようなお話をたくさん聞きます。

そこら辺のともですね、やはり検討していただいてですね、そこら辺、最近ですと、どこの公園へ行ってもですね、そういうセンサーが付いておりまして、人の気配があれば電気が点くと。そのような施設がかなりできております。明和町の場合ですね、そのあれが付いてないんですね。

それとですね、水道の水のほうもですね、センサーを付けて、かなり節水ができておるといような形でございますので、明和町としてそこら辺のところは、いろいろな施設がございます。先ほども町長が言われたように、たくさんの施設がありますが、その施設にもそういうのは付けられることができないのかどうか。お聞かせねがいます。

○議長（辻井 成人） 上田議員の再質問に対する答弁、副町長。

○副町長（寺前 和彦） 電気のセンサー、それから水道のセンサー、町内の施設で付いているところは、ほぼないというふうに思っております。

やはり建設当時が、先ほど公共施設の関係で、古いということで、当時はそういうセンサーを付けるというようなことができなかったもので、現在に至っておるといふふうに思います。

話が飛びますけども、LEDもそうなんでありましてけども、修繕を要する、そういう時にはセンサー付きのものに変えていく。あるいはLEDの電球等に変えていくと、こういう今やり方をさせていただいておるのが、実は現状でございます。

議員が申されたように、お客様が夜、役場へ来て、いつも節電というこ

とで、トイレも消しておりますので、本当にご迷惑をかけたりするところが、多々あると思うんでありますけども、今の時点としては修繕をする際には、議員が申されたようなセンサー付きのものに、極力変えていきたいと、そんな考え方でおります。

一つ例にとりますと、斎宮小学校の給食室、電気全て替えさせていただいたんですけども、これはLEDに替えていくと。こんなふうな形で進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

上田議員。

○1番（上田 清） もう一つ節電のことですね、お願ひしたいんですが、各課ごとにですね、電気を切る、その課が誰もいなくなったら、その課の分だけ電気を切ると、そういうような部分的な電気の節電というのを、今まで考えたことがあるんでしょうか。これからそういうことをきちっとしていかないと、やはり経費節減のためにも、是非こういうことをお願ひしたいんですが、そこら辺のとはどうでしょうか。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（寺前 和彦） 庁舎内の節電ということで、各課別にというよ
うな消灯をして節電に努めろというお話でございます。本庁と申しますか、
農構センターと本庁があるんですけども、本庁と申しますか、人権生活、
あるいは福祉、長寿健康課、2階、その部分はそれぞれの課ごとに電気が
操作して、消したり点けたりできます。この部分については、職員に
徹底して節電に努めろということで、我々も帰る時に誰もおらんかと言っ
て消させてもらう、こういうようなこともあつたりしますけども、その
部分では一定節電に努めさせていただいておるんですけど、残念ながら農
構センターと申しますか、まち整、上下水道、それから農水、この部分

については縦軸にですね、電気が切り換えができるということで、その部分について節電、課別にそういう範囲ではちょっとございませんもんで、スイッチ等を変えれば、そういう形になろうかと思うんでありますけれども、現時点では農構センターの部分だけは、今しばらく現状のままで進まさせていただきますというふうに思っております。

機会がそういう修繕をする機会があれば、議員申されるようにスイッチで、課別にできるような形にできれば節電に向けてですね、取り組めると、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

上田議員。

○1番（上田 清） 是非その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にですね、各公共施設の維持管理につきまして、特に学校等ですね、それから中央公民館、体育館とか、そういうところも全部あろうかと思ひますが、維持管理に指導されてみえると思うんでございますが、特に当初予算の時にですね、かなりそういう査定をされると思ひます。この維持管理について、費用をもう少し削れとか、そういう査定をされると思ひますんですが、その査定の参考資料という形で、どのように指導されてみえるのか教えてください。

○議長（辻井 成人） 上田議員の質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（西口 和良） 失礼します。

先ほどの各公共施設の維持管理の指導ということでございますが、この維持管理の中でも、光熱水費の効率的で適正な執行につきましては、随時、課長会議などの場を通じて、職員へ周知、また意識付けの指導を行っておりますのでございます。

また、予算面におきましては、毎年8月に課長・係長を対象に行っております当初予算説明会で、その旨を伝えまして、予算編成に反映するように指示を行っております。

そして、この予算の査定に際しましては、予算のヒアリング時に前年度の実績データ、また執行状況等を確認する中で、適切な予算配分を行っているということでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

上田議員。

○1番（上田 清） 予算配分をきちっとされてみえるということでございますので、あれですが、この時にもですね、やはり先ほどから言われておりますように、電気の節電、特に学校等では防犯のための水銀灯というのが、かなり点いていると思います。そこら辺もですね、やはり町も助成をしております各自治会に助成しておるLED化、これをやはりもうちょっと進めながら、していくべきじゃないかと。

それと、学校さんで、ちょっとこの間もお話を聞かせてもらったんですが、電気のセンサーがきちっと、アンペアを変えないようにという形で、いろんな施策をされてみえるということをお聞かせいただきました。急激に電気を使う時には、メーターが途中であがらないようにという形で、センサーでされてみえると、そういうのはいいんですが、そういうことも考えられるので、是非ですね、先ほども一般の電気会社等の話をされてみえたんで、そこら辺のところもうちょっといろいろなことお話をさせていただいてですね、一番利口な電気の使い道のできるような形をとっていただきたいというように思いますが、その点、是非お答えいただきたい。

○議長（辻井 成人） 上田議員の質問に対する答弁、副町長。

○副町長（寺前 和彦） 学校等で費用が非常に嵩む、もっと節電も呼びかけろというふうなお話と、新たな電気を導入してはどうかという部分で、ご質問をいただいたわけですがけれども、学校関係では普段の授業は節電をしっかりとやっていただいておりますというふうに、聞かせていただいております。ただ社会体育の関係で、体育館等をご使用に、いろんな小学校、あるいは総合体育館等々使われているように聞いております。

その部分で、消し忘れではないんですけども、規定の時間より少し遅くついたりとか、そういうところでやや見受けられるのではないかというふうに思います。私、上御糸小学校の前に家がございまして、しょっちゅう夜も散歩したりして、見せていただいておりますんですけども、そういうのが見受けられるので、そういう部分については、社会体育のほうですね、しっかりと時間を守っていただくような形での貸し出しをする。そんなことも必要かなということで、ちよくちよく意見はさせていただいております。

予算の時にも、そういう話も一部させていただいております。電気代等については、経常的な数字になっておりますので、昨年より上がったところについては、必ずどうして上がったんやというふうなことを聞いた上で、予算付けをしておるというふうなことでございますので、電気代あるいは水道代、こういうところはずっと経過的に額がわかっておりますので、そういう精査をさせていただいておりますのでございます。

それから、新しい電力、電気をということで、民間から受けるというのは、自由化になったということでございましてですね、先般の全員協議会で、総務課長のほうから少しお話をさせていただいたことでございますけれども、そういう業者さんも提案をしていただく業者さんがみえます。一遍にですね、そういうわけにはまいらないと思いますので、やはり役場のほうを一度検討してみてもどうかということで、役場のほうで今、どういうふうにもっていくのか、どういうふうな形でしていくのかという今、検討をさせていただいて、できれば6月ぐらいには、そういうこういう形でいきたいという素案をですね、議員の皆様にご報告させていただければかなと、そんなふうな思いで、今、進めさせていただいております。取組中ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

上田議員。

○1番（上田 清） 是非、体育施設等ですね、そういう電気の切り忘れとか、そういうのがないようにですね、是非きちっと指導していただけるように、よろしくお願いします。

次にですね、各学校施設につきましてですが、特に学校校区見直し、これは町長の施政方針にも書かれておるように、教育環境の整備というところでございますが、特にこの中で、明和町ではですね、今までは考えられないような校区見直しをきちっとしていただいて、今年度よりたぶん複式学級になる学校が1校出てまいります。

そこで是非この学校がですね、議論されるように、確か検討委員会を立ち上げたということを聞かせていただいておりますので、その検討委員会のメンバーはどのようにして取り組まれるのか。特にこれからこの複式学級の問題もどのように議論されていくのか。こういうことを念頭に入れて、議論をされるべきじゃないかと思っておりますので、その点をお聞かせねがいたいと思います。

○議長（辻井 成人） 上田議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 校区見直し、そしてまた、それに伴う検討委員会の内容等々についてのご質問かと承りました。

平成23年、間もなくその日を迎えますけども、東日本大震災によりまして、大津波が発生し、海岸沿いの教育施設にも大きな災害が生じました。改めて子どもたちの命の大切さを思い知ることとなったわけです。そんな中からも、やはりその子どもたち、次世代を担っていく子どもたちの命を守っていくための教育施設等々を、しっかり町行政としてもしっかりと見据えて、計画を立てていかなければならないなと思っております。

それからいきますと、竣工から50年以上経過をいたしました大淀小学校の校舎の建替え時期を視野に入れた中で、平成24年7月に義務教育施設整

備検討委員会が発足をしております。

そして、その中で津波浸水地域の大淀小学校は、国道23号線より南への移転が望ましいという内容の答申を、町長へ提出したところです。その答申を受け、平成25年11月、教育委員会はその大淀小学校移転、その移転ということに留まらず、やはり合わせて学校区、学校数について考え方をまとめたところです。移転に伴う課題を整理し、検討してまいりました。

その後、とりあえずその時点で、大淀地区への各自治会の意見を聴取して、その中でまちづくり構想も含めまして、町としての考え、構想、計画を考えてくる旨の宿題をいただいた場となりました。大変貴重な場となったと思っております。

そんな中で、たまたま教育委員会のほうで、しっかりその宿題をいただいたのを精査する中で、平成28年3月に、一応完成した複数の校区案が示されることとなりました。これが明和町小学校区編制に関する調査検討業務というものを作成して、それが3月にできあがったということです。

これをたたき台としまして、今年度当初に申しあげましたように、明和町小学校区編制検討委員会を、この少し時間がズレてしまいましたけれども、2月16日にようやく立ち上げることができました。その中身につきましては、先ほど申しあげましたように、大淀小学校の移転のみならず、合わせて校区も考えていく必要があるだろうということの中で、この編成検討委員会を立ち上げたところです。

中身につきましては、今、上田議員のほうからご質問ございましたように、これから考えていく時に、移転だけのことではなく、校区も含めて考えるということからいきますと、修正小学校のほうが複式学級、既に先ほど今年からということで、今年度から複式学級になっております。来年度は複式2学級になってくるというのが、定数法からいきますと、2学級の複式学級ということになります。

明和町で考えた時に、やはり複式で2学級ある58名、全校児童58名、来

年度は55名です。そういった修正小学校。そしてまた、400名を超える2クラス、3クラスある齋宮小学校を考えていきますと、町で公教育を行っていく中で、この辺りでの不公平さが出てくることは、どうなんだろうということを含めると、やはり大淀小学校の学校建設とともに、町全体でオール明和でやはりこの町には何校ぐらい要るんだろう。それで校区はこれぐらいの人数でいるだろうというふうなことを、しっかり考えていかなければならないという意味で、校区編成検討委員会が立ち上がったところで

す。

その中で、今年度2月16日に立ち上がりましたので、一応そのメンバーとしまして、あくまでも私たちが作り上げた案を、たたき台として、4名の先生方で検討していただくことにいたしました。皇學館大学の先生2名、それから、三重大大学の先生2名、計4名でもって進めていかしてもらいます。

それぞれの先生方は専門分野は、建築計画専門の方、学校構造、防災行政の専門の方、そしてまたソフトの部分では、これまでに近隣の小学校区編制等の座長を務めていただいた先生、そしてまた教育行政学、まちづくりといった意味の多方面からの先生方、専門的な知識を網羅していただきまして、私たちにどういうふうなことを、これから推し進めていけばいいのかを検討してもらおう場となっております。

また、その4名の先生ともども前回伝えていただきましたこととしまして、明和町のお子さまのための観点からしっかりと携わらせていただきたいというお言葉をいただきました。大変嬉しいことだと思っておりますので、この後、何回か検討会を通じ、そしてまた、総合教育会議にもかけ、まちづくりと合わせた中で、全町にしっかりと回っていきたいなど。町としてはこのようなことを今、考えているということを示していきたいと思えますし、説明していく機会を設けなければと思っております。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

上田議員。

○1番（上田 清） しっかりとこの件につきましては、考えていただきたいと思います。

先般もですね、修正小学校のほうで、いろいろ学校評議員という会議がございまして、その時にも校長先生からもお話がございました。このお話はもう5、6年前から、こういう事態になるんじゃないかと、危惧されておった。特に教育長は修正小学校にもおみえでございましたので、その時点からでも、もうわかっていたというような状態でございますので、もっと早くからですね、こういう問題を取り上げて、町として進んでいくべきじゃなかったかなというように思います。

その点で何故こんなに、この問題が遅くなってきたのか。そこら辺のどこを町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（辻井 成人） 上田議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 学校の移転とか合併とかいうのはですね、学校そのものが、やはり地域コミュニティーの中心になるということでございます。

従いましてですね、一方でそういう問題は抱かえつつも、やはり学校の統廃合ということを考えていく時にはですね、我々としてはやはり地域の人たちのある程度、意見等もですね、拝聴しながらということでございます。そうでないとですね、いろんな反対があったりとかというご理解をいただけない部分が多々あろうと思います。

ただ、修正小学校につきましてもですね、百年以上の歴史があります。私も町長就任当時以来、百周年記念事業の時に参加をさせていただきましたけれども、その時に地元の人たちのお話を聞かさせていただきますと、以前からですね、非常に修正小学校、小規模であるがゆえにですね、斎宮へ行ったり、明星へ行ったりと、子どもたちを行政が振り回したという、

語弊があるかも知れませんが、そういった過去の経過があり、地元として、これはなんとかせないかん。こういう形の中で、修正小学校を立ち上げたという、そういう歴史を聞かさせていただきました。

そういう中ですね、やはりまだまだ地元の人としてはですね、修正小学校の存続を何とか願いたいというような要請も、実はその時に受けたわけでありまして。ただ、その時はですね、いわゆる周辺に団地等が造成されてですね、子どもたちが増加をしているというような状況の中ではですね、なかなかその統合とか廃止とかいったような話は出てこなかったわけでありまして。

ただ、ご案内のように、一定の時が経過をした中ではですね、新興団地もですね、高齢化が進み、子どもの数が少なくなっていくということの状況の中で、現在の現状が生まれてきているということでありまして。

従いまして、何故こういう手立てをしてこなかったのかという一方では、先ほど言いましたようなニュアンスをですね、配慮も必要かなという形の中でした。まさかですね、このように極端に減少するとはですね、当時考えてはおりませんでした。

しかし、現実をきちっと受け止めてですね、これからそれらの対応をですね、しっかりと教育委員会ともどもしていかなければならないと、そのように考えているところです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

上田議員。

○1番（上田 清） 今、町長さんが答弁をいただきましたように、早急にですね、この問題を解決できるように、しっかりとお願いしたいと思います。

特にですね、松阪地区でもですね、今のところ4校、それから伊勢市さんなんか1校という形で、伊勢市さんちょっと私、聞かさせていただきますと、もう伊勢市さんは10年ぐらい前から取り組んで、私の母校であり

ます伊勢の小学校、中学校でも、もう統廃合したんやというようなお話を聞いております。

松阪市がそのわりに進んでないというようなことをごさいますて、4校あるというようなことを聞かせていただいておりますので、是非、明和町もししっかりと取り組んでいただければと、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にまいります。

学校施設の利用度につきまして、今、どのような問題があるのか。施設について、今だ解決されていない学校施設の体育施設ですね、体育館を使用されてないというのがございますので、そこら辺のところを少し教えていただければと思ひます。

○議長（辻井 成人） 上田議員の再質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 失礼します。

町内のある小学校の体育館使用についてのご質問と理解をさせていただいております。この小学校の体育館近隣の住民の方ですが、10年以上前から体育館での授業や社会教育活動、いわゆる体育館の開放時における声や、音を非常に気にされておまして、その度に厳しい苦情が入るため、それ以来、昼間の授業や式典、地域活動等であらゆる扉を締め切って行いまして、夜間における体育館開放につきましては自粛し、活用がされていない状況となっております。

現在では以前ほどの苦情は入らなくなっているとはいえ、今でも厳しい目が向けられていることは変わりございません。しかし、地域の一住民であることからの将来的にその方との交渉が可能になるのであれば、その時は丁寧に話をしていきたいと考えております。

その中のご理解を得られるようであれば、少しずつでも体育館の使用を限定的にでも実施をしていく方向性を見つけていきたい所存でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

上田議員。

○1番（上田 清） この件につきましてはですね、議員としても、その周辺の視察、見せてもらいに行って、現状は聞いております。できるだけ早期に解決をしていただけるように、よろしくこの点をお願いしたいと思います。

それでは、次の企業誘致につきまして、よろしく申し上げます。

昨年も私、質問させていただいたんですが、その時点から企業の誘致がですね、なかなか進んでいないように思いますが、もっと積極的にですね、町長さん、トップセールスをですね、していただけるようなことはないでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 上田議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 企業誘致につきましては、トップセールスをという形の中で、今までにもご指摘をいただいております。ご案内のように、いつも隣の多気町さんと比較をされるわけでありませけれども、明和町の場合ですね、新たに工業団地を造成してというのは、なかなか難しゅうございます。

その前にとりいう形の中で、実は空き地がというか、空地というのが非常に明和町、以前に企業誘致という形の中で、造成したところがですね、空いている部分というのが結構ございまして、そういう中で、実は既存の未利用地をですね、ガイドブックにまとめて、それで何とかですね、企業誘致が図れないかということで、実は取り組まさせていただいております。

その中で、今年もですね、1社ですが、既にお買われたところから、新しく土地をまた転換してですね、今、工場というんですか、そういったものを建築いただいているという形の中で、もともとというご指摘はいただきますけれども、なかなか実現が難しゅうございますが、地道にですね、活動しているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

ガイドブックでの状況につきましてはですね、どういうことをやってき

たのかということについて、担当課長のほうからですね、答弁させていただきます。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） 失礼します。

先ほどの町長からの答弁の中でもありましたが、産業用地ガイドブックは、これまで七つの物件を記載してきました。このうち5件が活用に至っております。内訳といたしましては、土地家屋の所有企業による再稼働が1件、工場の新設が1件、太陽光発電事業となったものが3件となっております。

また、今年度、新たにガイドブックに1件を追加いたしまして、平成29年度版として更新したところでございます。現在、新規候補地として、3箇所があがっております。今後その方々、地権者との交渉などを進め、協定締結をめざし、企業誘致の受け皿として1箇所、2箇所と地道に、そして丁寧に進めガイドブックの充実も図っていききたいと存じます。

また更新したガイドブックに関しましては、県庁企業誘致推進課、三重県の大坂事務所、また三重県宅建協会など広く配付し、情報交換なども含め、事業所の方々にご紹介いただけるよう積極的に努めてまいりたいと存じます。

なお、これまでの実績といたしまして、事業所設置奨励制度の対象となる新設及び増設が9件、投資額、合計額34億円、新規雇用として64人の雇用とつながっております。今後の予定といたしましては、先ほどの町長からもありましたが、平成30年度内に増設が2件、新設が1件、合計3件が見込まれております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

上田議員。

○1番（上田 清） しっかりと取り組んでいただいておりますが、この施政方針の中で、町長が町の活性化、産業の振興という形で書いていただいておりますので、是非これを実行していただいて、前に進めていただきたいと、そのように思います。

それとですね、明和町には明和町産業活性化協議会というのがあると聞かせていただいております。最近はですね、農業の放棄地等がたくさん出ておましてですね、こういう産業活性化協議会の中にですね、農業関係の方が参加していただけたらとか、一般の方がこの会に参加できるようなことができないものか、一回お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） 明和町産業活性化協議会に関しまして、お尋ねがありました。成果と合わせまして、ご答弁させていただきます。この協議会は、平成19年に明和町企業誘致促進連絡協議会として発足し、その後、平成21年に企業誘致だけではなく、町内の産業全般の活性化を図ることを目的とし、現在の組織へと改められました。

構成員は、商工会をはじめ3箇所の工業団地から、また小売業者、町内3箇所の金融機関、そして多気郡農協、伊勢湾漁協の代表等14名から構成され、産業全般につきまして、意見交換や提言をいただくほか、いろいろ行ってきております。

この間、町内の電話番号エリアで申し上げますと、55局の地域の高速、インフラ整備に関しまして、その促進を急いでくれという意見がありまして、商工会の協力も得ながら、NTTと協議折衝を行い、近隣の町と比較して、早期の導入に至っております。

また、町内企業、事業所の一助となるよう時節に応じたテーマを選び、講演会を実施しております。そして、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、産業用地ガイドブック、この件に関しましても、この協議会の中で提案を受けて、作成したものでございます。

議員ご指摘の目を見張るよう華々しい成果があるわけではございませんが、今後も頂戴した意見や提言をもとにしっかり取り組みを進めてまいりたいと存じます。

なお、当協議会の構成につきまして、町行政が関係する他の協議会などと同様に、委員は委嘱しておりまして、議員がお求めのような広く一般的に参加を呼びかけるワークショップとは異なります。現在の委員構成においても、商工業関係も含め農業関係者、漁業関係者等、任意にお願いしていただくところをご理解いただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

上田議員。

○1番（上田 清） 今、言われたとおりですね、農業関係の方は農協さん関係の方が代表で出ておるといふふうなお答えでございますが、私が聞かせてもらっておると、やはり農業を一生懸命やってみえる方が、こういう会に入ってもっと話をしたいんだというようなお話を聞かせていただきましたので、こういうことを質問させていただきました。

その方にも、できるだけそれだったら農協さんだったら農協さんのほうから代表として、出てもらうようにと、そのような指導をされてはどうかと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、この明和町として、企業誘致のPRがですね、もう少し何とかパンフレットだけじゃなくて、もう少しいろんな面で努力されたらいいんじゃないかと思います。

特にですね、明和町は国史跡齋宮跡はですね、全国的に知られているということがありまして、企業さんに聞きますと、これが本当にネックになったんです。企業さんなかなか明和町に進出するのも、そこら辺がネックになっているんだということも聞かせていただいておりますので、この明和町のこの史跡等を、何とかならんのかなということも聞かせていただいております。

そこをですね、できたら逆手にとってですね、明和町はこんなあるけども、こういうことをしたらどうですかというふうなPRの仕方がないもんか。そこら辺のとこをどのようにお考えなのか、聞かせてください。

○議長（辻井 成人） 上田議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 齋宮跡が町のイメージのマイナスになるというような言葉はあってはならんことでありまして、我々としては確かに開発という部分で、これだけの史跡を抱えている以上、文化財の保護・保存という面の中で、そういうニュアンスを与えるのかなというふうには思いますけども、企業誘致とそれから文化財、相反するということにはならないと思いますので、これは我々の責任かもわかりませんが、そういうふうな思いを抱かすということについて、ちょっと我々のPR不足というんですか、情報発信不足かなというふうに思っておるところです。

いろんな方々にですね、そういうイメージを抱かさないように、我々もっといろんな面で頑張っていかなければならんと、改めてそう思っているところなんです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

上田議員。

○1番（上田 清） 是非ですね、そういうことの思われなようなPRの仕方、それからアピールの仕方、それをしっかりと考えていただきたいと思います。

それと、この明和町はですね、竹の都ということで、皆さんも知られておると思いますので、そこら辺をですね、上手に使いながら、明和町には昔から有爾中のほうですと番傘、蓑村ですと蓑笠、それから本郷のほうでは竹ほうきとかさらいとか、かなり作ってみえた。そういうことを昔から私も聞かせていただいておりますので、そういう企業さん等をですね、もっと来ていただけるような方策を練っていただければありがたいなと思います。

私も竹の関係のちょっとした仕事をさせていただいておりますので、そのために昨年度から名古屋の企業さんです、話をさせていただいて、一応この3月の中旬ぐらいには、企業さんとして登録をしていただけたらというように聞いておりますので、これからもそういうことをしっかりと明和町として、頑張ってもらいたかったらと思いましたが、私の提案とさせていただきます。また、本当に一般質問ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で上田清議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、隣の時計で50分まで、よろしくお願いします。

（午前 10時 35分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 50分）

7番 江 京 子 議員

○議長（辻井 成人） 3番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「災害関連施策を問う」の1点であります。

江京子議員、登壇願います。

○7番（江 京子） よろしく申し上げます。議長から質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

災害関連施策を問うの1点です。

はじめに災害関連死について、お尋ねします。大規模な震災が発生するたびに、たくさんの助かるべき命が避難所などで亡くなっています。災害関連死は1995年阪神・淡路大震災で初めて国が認定したもので、災害による直接の被害でなく、避難生活の疲労や環境の悪化などによって、病気にかかったり、持病が悪化したりするなどして亡くなった場合の死を表します。

平成28年までに、阪神・淡路大震災では900名以上、2011年東日本大震災では3,000名以上、2016年熊本地震では100名以上が災害関連死として、国からの認定を受けています。避難所はあくまで生活の再建に向けた中間地点に過ぎず、本来はここで元気をなくしたり、健康を害したりするようなことはあってはならないのです。

でも現状は命を脅かすさまざまな課題が山積しています。最初に災害関連死という考え方を提唱した、上田耕蔵医師、神戸協同病院院長は、周囲の目配りや気配りがあれば災害関連死を減らすことができる可能性があると話されています。

以前ある新聞に避難所、体育館などが多く指定されているが、備蓄品の毛布での床の上の生活は過酷なものがあると書かれていました。避難所においての共助の目配り、気配りが災害関連死を減らすキーワードになるのだと思いました。

今年に入り私は、地元の避難タワーの下で、住民の方とタワーの使い方で話をしていました。ものの20分も経った頃、2人の唇は冷たいプールに入った時のように紫色になり、ろれつが回らなくなりました。2人が同時に言ったことは、ここに居たら凍ってしまうかもでした。

避難タワーは2階、風除けカーテンも付けてくれています。逃げ遅れ対策でもあります。3日間、我慢できればと言われます。でも、乳児や体温調整が困難な障がいを持った方、必ず医療のケアが必要な高齢者などは無理と思いました。

町長も避難タワーにあげられましたが、冷たい風に体温がどんどん奪われていくのを感じられたと思います。避難タワーの3日間、3日間と言いましても、そういう体温の調節のできない人たちにとって、低体温症というのがあります。低体温症は体温が35度以下になった時に死に至る、怖い病気です。

やはり今まで話してきた関連死の中にも、低体温で亡くなった方々がたくさんいるとお聞きしています。私は乳児や体温調整のできにくい要支援者の関連死を心配します。

明和町では予測される災害関連死対策は、どのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 江議員のほうから明和町で予測される災害関連死の対策はということで、ご質問をいただきました。

3月11日、東日本大震災から7年が経過をします。また、阪神・淡路大震災からは23年の月日が流れました。災害関連死についてのご質問をいただきましたが、災害発生時にその直後、災害で亡くなったものではないけれども、災害で避難所生活を余儀なくされ、病気などで亡くなられる。災害に起因にして死亡すると判断される場合に、言われる災害関連死という言葉の用語の意味だというふうにお聞かせをいただいております。

1995年の阪神・淡路大震災ではですね、6,400人を超える死者数の1割以上がですね、震災後に持病やあるいは環境の悪化、過労などで亡くなったと言われております。その方々が震災関連死とされております。東日本大震災における震災関連死の死者数は、昨年3月末現在で3,643人という

ふうにお聞きをしました。

また、熊本地震では先ほどもご紹介がありましたけれども、地震による直接死が約50人、災害関連死が直接死の4倍の約200人というような結果であったというふうにお聞かせをいただきました。電気・水も早期に復旧し、国からのプッシュ型支援も行き届いた、物資も行き届いたにも関わらず、被災者にとって適切な支援ではなかったというようなことが、改めて浮き彫りになったというふうにお聞かせをいただいております。

亡くなられた方々に改めて心から哀悼の意を表し、お悔やみを申し上げるとともにですね、被災地の復興がですね、1日も早く遂げられることを、改めてこの場をお借りして祈念申し上げるところでございます。

明和町の災害関連死対策につきましては、明和町の地域防災計画に記載をさせていただいております。防災企画課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

明和町の災害関連死対策についてのご質問でございます。明和町地域防災計画第27節・防疫保健衛生計画で位置づけておりまして、被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的に支援を行うこと。要配慮者への支援や被災者の多様な課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援を要請するなど保健師の活動を定めております。

避難所での要配慮者に対する栄養相談、指導、共同料理、炊き出し等への指導・助言、応急仮設住宅等への被災者に対する食事相談、指導等の支援活動を行うこととなっております。

当町では避難所を開設したという結果ではなく、常に避難所の環境改善を図るために、何が必要か考え、防災資機材を整備しているところでございます。例えば先ほどのご質問でもございました、体育館の床ではなく、

体育館の床の上に敷く真空カーペットやプライバシーの確保のためのパーテーション、そういったものについても配備しております。

特に平成28年度からダンボールベッドの購入を始めておりまして、そのメリットとして、コストが安い、強度がある、大量生産ができる、1時間で1,000床の対応ができるそうでございます。また、全国でダンボール会社が3,000社ほどございまして、どこでどんな災害があっても、対応が可能である、発注から3日間で納品できるということから、備蓄が不要であると。

またこのダンボールについてはリサイクルができるなどの特性がございます。また、先ほど津波避難タワーの例もおっしゃっていただきました。現在、建設中の津波避難タワーにつきましては、津波からの逃げ遅れ対策として整備をしておりますが、東日本大震災の事例では、水が引かず丸2日間、48時間閉じ込められた事例もございまして、明和町では風対策としての暴風シートや寒さ対策としての防寒シート、これについては避難者人数分を備蓄しております。

なお公助のそういったことですね、避難者対象分を備えているということでございます。公助の対策としては、そういったことになるわけでございますが、避難の際には、自助の対策も特別重要でございます。避難の際にはですね、その季節にあった服装に上着を1枚はおっていただくだけで、先ほどの低体温といったことについても、何とか対策ができるのではないかと考えております。

ですので、こういった自助の対策につきましても、改めて周知をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 阪神・淡路大震災からもう23年が経ちます。にも関

わらずこの九州の大地震では、本当に関連死が多く発生しました。それも受けて町での災害時の関連死を防ぐ施策も、今、課長にお聞きしましたようなことをされているというのがわかりました。

しかし、やはり保健師さんの活動や、そういう活動が動き始めるのは、避難所が開設されてからの話です。なかなかそれまでのことに関しては、問題が増えてくると思います。やっぱりその体温が保てない子どもたちや高齢者、緊急に避難した人たちの命に関わるようなことがわかれば、その人たちだけでも体温が保てるような方法がないかなというふうに、私は考えていました。

そんな時に議員の有志で、明和町に本社を置き、羽毛リサイクル事業を行っている河田フェザーを視察させてもらいました。この羽毛事業は2001年、明和町社会福祉協議会障がい者施設ありんこにて、羽毛回収事業が開始しました。

2012年には、三重県共同募金会と明和町の共同募金委員会と協働で、赤い羽根共同募金の全国事業拡大モデルに選抜されました。そこで明和町にて羽毛募金モデル事業が始まったわけです。

回収事業は社協の皆さんとありんこさんのメンバーによる、三重県中の社協などへの説明と説得により、2014年1月には三重県全29市町でUMOUプロジェクトの開始が始まりました。このUMOUプロジェクトのロゴですが、これは明和町のありんこさん初の全国に向けてのロゴマークです。全国でこのマークは使われているそうです。

今、明和町では幼稚園、小学校の廃品回収とコラボして、社協のありんこの事業として活動しています。町長はこの羽毛回収事業のことをご存知でしたか、お答えください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） このUMOUプロジェクトにつきましては、私は以前に実は企業訪問という形で、河田フェザーさんにお話を、工場長さん

とお話をしたことがございます。

その時にですね、実はこのUMOUプロジェクトがまだ始まる前でございましたけれども、実はこの羽毛そのものですね、中国とかそういったところから輸入をされているのはご存知だというふうに思います。

ところがですね、なかなか品質そのものが悪いということの中でですね、実は既に羽毛として、ダウンジャケットやらそういったもので使われている、そういったものをやっぱり回収してですね、もう一回再利用しないと、いわゆるどんどん、どんどんと原材料が入ってこないという、そういうお話を実は聞かさせていただきまして、何とかせなきゃならんというふうな取り組みを考えているんやということですね、私、就任させていただいた当初ぐらいに、お聞かせをいただきました。

その以降、こういった形の中でということなんですけれども、企業さんとしてはですね、河田フェザーさんとしては、とにかく廃棄されていくも着なくなった、そういったものをですね、ポイと捨ててしまうという、それは非常にですね、残念なことなので、その羽毛をもう一度なんとか再生をしたい。そのためにいろんな皆さんの協力が要るなというようなことの中でですね、使わなくなったダウンジャケットやら布団をですね、羽毛布団をもう一度回収したいなという、そういうお話をいただいた中でですね、これが何とか社会、障がい者の方とかですね、そういった方々と結びつきにならないかというお話もいただきまして、それならうちは実はありんこというような部分もあるんで、そういったところとコラボできたらいいなというような話だけで、実はその時は終わったんですけれども、その後ですね、河田フェザーさんのほうで、いろいろと考えていただきまして、うちの社会福祉協議会のほうにお話をいただいて、現在、じゃあ多くの方に使わなくなった、そういったものを集めていただいて、そしてというような事業に展開していったというふうに、私は理解をさせていただいております。

UMO Uプロジェクト、本当にそういった残り少ないというか、燃やしてしまえば消えていく、そういう資源をですね、もう一度再生していくという視点の中で、河田フェザーさんが積極的に取り組んでいられる事業ということで認識をいたしているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 今は本当に全国に向かっても、たくさんの協力者が増えているとお聞きしています。明和町での幼稚園、小学校の廃品回収とコラボしての羽毛のプロジェクトですが、今ははじめは本当にありんこさんたちのメンバーが、廃品回収のところにお邪魔した時には、この人たちはなんなんだろうというふうな目で見られたとされています。

でもこのプロジェクトも、もう6年ぐらいが過ぎてきまして、子どもたちも本当に社協のありんこさんと仲良くなり、ありがとうと言ってくれる言葉が増えたと聞いています。そして、そこで集まった羽毛の買い取ったお金は全額子どもたちの教育施設に寄附されているということです。

以前は羽毛の布団やダウンジャケットは、産業廃棄物として扱われていました。それを企業側が県に何度も何度もお話をする中で、有価物再使用、リユースできるものとして、県の認可を受けるのは、本当に大変な仕事だと聞いています。

そして視察の終わりに、社長が東日本大震災の時に、寒さに負けない羽毛ジャケットを届けたいと奮闘されたお話をお聞きしました。行政に言ってもだめ、自衛隊に言ってもだめ、消防に言っても、平等にわけられないものは持っていけないと断られ、挙げ句の果て考えたのは、漁船でいろんなものを、あの時は陸路ではなかなか運べなかったものを船で運んで行って、船の底に入れてもらって届けたというようなお話を聞きました。

私はこの社長のお話から羽毛の寝袋を避難所に、1枚でもおけば本当に、

その短い日数の中で命が失われない、そういうことができないだろうかと思いました。

そこで企業側はなんとか町がそういう気持ちになってくれたら、いくらでも協力はしたいというようなお話でしたので、さっそく社会福祉協議会にお聞きしにいきました。

ありんこさんと社会福祉協議会は、既にUMOUプロジェクトで深い連携で協同しています。行政が動いてくれるならもちろん社協もお手伝いしますよと話してくれました。毎年継続的に行うことで、その事業は障がい者の就労にもつながり、社協の事業の拡大にもつながると思います。

震災による関連死は肺炎のものが多く報告されています。やはり毛布だけでは体温の調節は難しい。そういう本当に弱っている人たちにだけにも向かって、そういう設置ができないものかと考えます。例えばその避難タワーでの関連死を防ぐことは、本当に町の減災にもつながっていくのではないかと考えています。

UMOUプロジェクトは、明和町が全国初に行ったものです。ですから、この羽毛寝袋の避難所に対してのプロジェクトが動けば、これもやはり明和町初、全国に先駆けてのプロジェクトになっていくと思います。是非ともこの小さな、小さなプロジェクトが始まることを、私は思いますが、実現に向けて町長はどんなふうと考えてみえるか教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 現在、ありんこさんと河田フェザーさんとの関係というのは、障がい者就労支援という形ですね。ですので、その回収した布団等々の解体、羽毛製品の解体を業務委託として、社会福祉協議会に委託をして、実際には工場のほうで解体作業がやられている。施設外就労という形で取り組まれているというふうに聞いております。

その中でですね、河田フェザーさん自体は、羽毛の製品化だけであって、現実に寝袋等々をつくられているということではございませんので、従っ

てどこかメーカーさんに、そういったことを河田フェザーさんが、寝袋をつくるためのその原材料うんぬんということでは、どうもなさそうでありますので、そこら辺のところはですね、もう少し我々もどういう支援ができるのか、おっしゃるような形の中で、それぞれの避難所にですね、例えば羽毛の寝袋を配置するということになるんですが、それは河田フェザーさんから直接買うのかですね、あるいは別のそういう寝袋を製品化している企業さんとの取引になるのかですね、少しわからない部分がございます。

あればそれにこしたことはないんかもわかりませんが、先ほど我々行政ができる、今のところ防寒対策等は、先ほど防災企画課長が申しあげましたようにですね、いろいろな対策を今、練っているわけでありますので、まだまだそこまでは行き届かない点はあるかと思えますけれども、まずは自助・共助の自助の部分でですね、何とかそういったこともお考えいただけたらありがたいかと、そのようには考えているところです。

いろんな面で、もう少し幅広く考えていかなければならないとは思いますが、現状では、なんていうんですかね、そういうUMOUプロジェクトの中から、そういう事業につないでいけるかどうか、このことについてはですね、また、今後の状況を見ながらですね、判断をせざるを得ないのかなというふうに、今、考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） その点も羽毛の寝袋のことに関しても、お話を聞いてきました。

こういうものなんですが、そこの企業ではお布団もつくっています。その布団にチャックを付けるだけの簡単なものです。うちの息子も山岳部におりまして、寝袋を使っています。山岳部が持っているような寝袋は、本当に一つ2万も、3万もするものです。デザイン的にもだいぶ違いますけ

ど、でもその災害用に向かって、河田フェザーさんが提案しているものは、こういう本当に羽毛の布団にチャックを付けただけのものをつくっていきたいというようなお話を伺っています。

こういうだけのものをつくって、それをありんこさんのほうに納め、ありんこさんのほうで、きちっとした製品として、袋に入れたり、道具を付れたりというのをしてもらい、それを障がい者優先調達法のほうで行政がというようなことができないだろうかというようなお話をお聞きしています。

ですので、本当に財政が厳しいのもわかりますけど、そんなに一度にといい考えは、私も持っておりません。でもこれを継続的にすることで、全国にこういう話が明和町からプロジェクトとして、動き始めたよというのが動き始めれば、羽毛の回収プロジェクトは、今、全国に広がっておりますので、こういうもののことでのプロジェクトも、また広がっていくのではないかというふうに、私は考えております。

ですから、本当に行政や社会福祉協議会、企業が協働しての話し合いというのを、また考えていってほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

羽毛の寝袋というのは、永久に使えるもので、減災のための羽毛寝袋プロジェクトは、とても大切だと思っておりますので、今後ともよく考えて動いていってほしいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、避難所の災害用の備蓄品、備蓄食料の管理について、お尋ねします。

町が指定している避難所の災害用備蓄食料管理は、どのように行っているのか、お答えください。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 備蓄食料の考え方につきましては、現在、明和町で懸念されております、南海トラフ地震の過去最大クラスを想定い

たしまして、発災から1日目の避難者数約4,700人に対しての1日分の食料、1万4,100食を現在の目標数量としております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 今年の1月の朝日新聞なんですが、災害用の備蓄食料の廃棄というのが問題になっているという記事がありました。東日本大震災以降、各自治体が持っている、避難用の備蓄食料の量が、確実に増えました。

そして、今、この7年になる東日本大震災に向かって、その賞味期限が切れていくものが大量に発生しているというふうに書いてありました。明和町ではその廃棄というようなことは、今はいたっていないのですか。教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 備蓄食料の管理につきましては、当町では備蓄食料在庫管理表に基づきまして、毎年度、賞味期限を迎える品目ごとに管理しております。今年度につきましては、平成25年3月に購入分の224食が該当いたします。

ご質問いただきました、賞味期限を迎える備蓄食料については、当町では廃棄するといった考えは持ち合わせておりません。年度ごとの量に応じまして、幼稚園などの各施設へ配分したり、各自治会、自主防災組織が開催する訓練や他の開催するイベント等で、配布物として有効活用することとしております。

ちなみに今年度につきましては、幼稚園・保育所・こども園の5歳児に対しまして157食、明和市民活動サポートセンターへ50食、自治会の訓練に対して100食、歯とお口の健康まつりに24食、自主防災リーダー研修で

91食、合計422食について、受け払いをいたしております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 良かったです。例えば今、課長がおっしゃったような自主防災組織の訓練などに関して、どういう手続きをとれば、備蓄食料品を提供していただけるのでしょうか。これちょっと住民さんのほうから、尋ねられたことがあるんですが、教えていただけますか。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） どのような受け払いの方法かということですが、私どもの当課のほうにご相談いただきましたらですね、その時に賞味期限を迎える、迎えようとしている食料があればの話ですが、備蓄食料品の活用にかかる申込書というのを備えさせていたしております。

ですので、その申込に基づいて、申請をしていただけたらですね、その時の状況によって対応させていただくということになります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） わかりました。その点は自主防災組織で動こうとしている人たちにお伝えしたいと思います。

やっぱり賞味期限があるものですから、スムーズに使うことで、一挙の廃棄、購入は避けられるものと思っています。

これからも今までどおりの管理体制を進めていってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、災害時要支援者の登録について、お尋ねします。

今、各自治会の防災懇談会で、避難所運営の話がされています。話し合

いの中で多く出てくるのは、一人では避難が困難な災害時要支援者の登録のことです。

今は小さな自治会であっても、ご近所のことばかりがわかりにくいのが現実です。それとともに避難所運営には、リーダー的に動ける人材の確保が必要です。職種はさまざまよいのです。みな得意とする分野で、リーダーとして動いてもらいたいと思います。以前の調査の仕方は、各自治会の区長さん任せでしたが、今もそういう形でされているのか教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 災害時要援護者登録につきましては、現状でございますが、平成30年2月16日現在で、その対象者につきましては4,497名、うち同意者は647名という状況でございます。

対象者につきましては、役場のデータで把握しておりますので、調査を自治会長さんをお願いするということはいたしておりません。ただですね、年度始めの地区福祉委員会の中で、新規登録をしたいというお願いがある場合、自治会長さんなり民生委員なりにお願いしとるという状況でございます。

また登録者に変更が生じた場合についても、報告をいただいておりますというのが現在の状況でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 民生委員さんの福祉委員会の中で、そういう登録のメンバーを調べているということでもいいですね。

区長さんに聞きますと、その家庭の状況の表を提出するよというよいうな話をお聞きしたことがあるんですが、それはもう今はやっていないのか、どうなんでしょうか。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 自治会長さんや民生委員会さんにですね、江議員がご質問いただいたような、家庭の状況調査といったことをお願いしたことは、当初からございませんので、あくまでもその災害時要援護者のリストというのは、役場のデータの中で把握できるものでございます。ですので、その中で先ほど申しました4,497名の対象者自体は把握しております。

明和町としてはですね、その対象者の中で、自分の個人情報を自治会長さんあるいは関係機関に情報公開してもいいよと、手を挙げていただいた方、その同意をしていただいた方が、先ほど申しました647名ということでございまして、新たにそういったリストに、リストアップしてもいいといった方とか、その内容が変更があった場合についてはですね、その方から訪問していただくか、お世話いただいております民生委員さんからご報告いただくかといったことについて、各地区の地区福祉委員会のほうで、年度当初お話をさせていただいておりますという状況でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 理解させてもらいました。

ただ、この避難所、防災のその懇談会の中で、なんていうのかな、その家庭・家庭の事情というのが、毎年毎年、変わっていくので、その点についてどうなんだろうというふうなお話が出ておりましたので、お聞きしました。

やはり知られたくない情報というのも、たくさんあると思いますので、松阪ではなんか自分たち、各家庭にそういう申請書を送って、自分たちで書き込むことで、防災意識の向上にもつながるのではないかというようなことをされていると、お聞きしましたので、その点も明和町ではどうなのかなというふうに思ったわけです。

福祉委員会の中で、民生委員さん、区長さんなりの動きの中で、そういうデータがきちんととれているのなら、それで良しと思いますので、今後とも続けていってほしいと思います。

町長の昨日いただいた基本姿勢の中でも、東日本大震災から7年が過ぎようとしていて、この震災の教訓を生かして、災害に強い明和町を作り上げるのが、我々の使命であるということをお聞かせいただきました。

今まで話してきた中で、羽毛寝袋のプロジェクトのほうを、私も切に思うわけですが、今、明和町は明和町社会福祉協議会、ありんこ、全国的にもすごく注目されています。

今年3月1日に、東京の大学のほうで開催されたグリーンダウンプロジェクトというのに、明和町社会福祉協議会の山田さんという方が、お話をしに行かれたというので、ちょっと昨日、お話を聞いてきました。

その中で、やはりUMOUプロジェクトのあのロゴが、明和町初で、全国にこれが使われている。これがもう一つ羽毛寝袋のプロジェクトとして動き始めたら、これも明和町初という形になると思いますので、今までのようなその縦割りの考えでなく、企業や社会福祉協議会、いろんな方を巻き込んだ中での事業として、今後もこの話、これで消してもらわないで進めていってほしいと思います。

やはり住民さんの命を、尊い命を守るのが町としての責務だと思いますので、その点でこの防災に関する災害の関連死を無くしていく方法を考えていくというのは、重要なプロジェクトの一つだと思っています。

今回、お話させてもらったこと、やはり話し合いだけでも、いろんなところと持ってほしいと思います。今後に期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

お昼前です、少し早いですが、このままいくと一般質問の途中でお昼になるので、もうこのまま昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

お昼からは1時からということで、よろしくをお願いします。

（午前 11時 30分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

5番 中井啓悟議員

○議長（辻井 成人） 4番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「平成30年度町長提案説明より今後のまちづくりについて」の1点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

○5番（中井 啓悟） 議長より登壇の許可がありましたので、事前通告に基づき大きく二つの質問をさせていただきます。

一つ目の大きな項目の質問として、上田議員の質問と重なる部分もあるんですけども、将来の小学校数と再編について、適正規模計画など現在の

進捗など4項目ほど。

二つ目に、下水道未整備地域の現状と今後について、3項目ほどお聞きいたします。

それでは、まず一つ目の将来の小学校数と再編について、お伺いいたします。

老朽化に伴い平成32年1月に完成予定の中学校建設は、基本設計から実施設計に移行している段階で、順調に進んでいる旨の報告を、今日1日の特別委員会において報告を受けたところです。

伊勢市においては以前より、学校数の適正規模計画が策定されており、現在北浜中学校と豊浜中学校の2校を合わせるような形での校舎が建設中であり、また、小俣中学校、城田中学校を合併するような案もあるようで、適正規模計画に沿った教育施設の再編が進んでおります。

明和町において中学校は1校であり、再編の対象となるのは小学校、幼稚園、保育所となりますが、今回は小学校に限って絞ってお聞きいたします。これまで小学校適正規模計画のようなものは策定されるのかと質問させていただき、策定する予定であるとの答弁をいただいたかと思っております。

上田議員の質問でもありましたが、改めて現在の進捗状況をお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 3月11日、間もなくその日がやってまいります。

東日本大震災、あれから7年、そしてそれに限らず、大きな災害がある度に、私たち国民は忘れてはならない、それから風化させてはならない。これはしごく当然のことだと思っています。

そんな中で、一方町行政、行政側としましては、やはりそれだけに留まらず、やはりその再発防止に努めること。そしてまた次世代を担う子どもの命を守るため、そして教育施設、教育環境を守るため、そのための準備をし施策を講じ、それを町民に示し、町行政の考え方、それは構想であつ

たり、見通しであったりすることで、町民の皆さんにも心の準備等々をしていただくことが、これからは必要なのかなと思っております。

そんな中で中井議員からの質問で、大淀小学校の移転、それに伴う学校区、学校数の進捗状況はどうかというふうなご質問でございます。上田議員と重なる部分がありますので、少々くどくなってしまう部分があるかとは思いますが、説明させていただきたいと思えます。

まず上田議員の時にもご説明させていただきましたように、義務教育施設整備検討委員会が24年に発足され、その後、その答申で大淀小学校は国道23号線より以南への移転が望ましいだろうという内容の答申がございました。

これを受けて明和町の教育委員会は、平成25年度に大淀小学校移転改築それに伴う学校区、学校区数についての考え方をまとめ、移転に伴う課題を整理・検討してきました。

その後、それをもって大淀地区の各自治会の意見を聴取、聴き取りさせてもらったところです。その中で、その後、議事録を読ませていただいたら、ここに大変なヒントがありまして、大変いい場だったような気がします。

その中で、まちづくり構想も含めどうだろう、町として考え方、町はどう考えておるんや。それからどういう構想を持っておるんや。どういう計画でこれから進めようとしとるんや。その辺りをやっぱりしっかり整理してから、もう1回来てくれないかというふうなことの、宿題をいただきました。しごく尤もなことで、そこから多くのヒントをいただいて、検討委員会が立ち上げられる運びになっていったのだと思っております。

その中で大事にすること。まずはそれは大淀小学校の移転の問題でございます。移転場所がどこになる。その移転に伴う、それら校区の見直しも当然行うべきではないのか。将来的には、町としても明和町の小学校の数も含めた整備計画は、どのようなものを思い描くのか。その辺りのところ

が多く、大切にしながら進めてきたところです。

将来やはり明和町におきましても、少人数化、人口減が起こってまいります。それに伴い当然のように少子化が進むわけですので、それらを考えた中で、明和町小学校区編制に関する調査検討業務を作成したところです。

それが平成28年3月に完成をし、議員の皆さんにもご承知いただいております。全てその辺りのこれをたたき台としまして、つまりそれは大淀地区での聴き取りの中で出てきたご意見、そしてまた校区案をこう示す中で出てきたこと。これを全てたたき台にしまして、この2月16日に明和町の小学校区編制検討委員会を立ち上げたところです。

これの中身は大きく3点、先ほどお伝えさせてもらいましたように、4名の先生方、専門家の皆さんにも、私たちのこの考え構想が、どうなんだろうという検証の意味もありますので、検証委員会ともいうべきものかもしれない。

そのような中で、基本に考えていただきたいこと。それは一つ、学校規模にかかる考え方です。これはやはり人間関係等々、クラス替えがあるほうが、やっぱり序列化が防げるのではないかという1点が一つございます。

それから、やっぱりある程度の一定規模があると、主体性・社会性もやっぱり身につくだろうということ。

それから、競争を煽るわけではございませんけれども、競争力をやっぱり持つという意味も込めまして、そういった適正規模の問題を考える必要があるのかなと思っております。

それから、それを合わせて町の将来を考えると、人口減ということを考えますと、この面積でこの人数で、どれぐらいの数がいいのだろうかというもの、やっぱり考えていかなければならないのではないかなと思っております。

それから、2点目は校区配置に関わる基本的な考え方でございます。こちらも基本的に添えておいてほしいんですが、学校規模、地域による差が

出ないような、これはやっぱり公立学校のやっぱり一番の根幹の部分かな
と思っています。

明和町の場合でしたら、やはり先ほどもお話もさせていただきましたよ
うに、一方は来年度は55人の修正小学校、基本的には2学級が複式学級と
いうふうなことになります。

それから、一方は410人の2クラス、3クラスを持つ斎宮小学校、これ
があることを考えると、公平な教育を施せるかということを考えて、や
っぱり疑問符があるのではないかなと考えております。

それから、配置場所によりましては、この後、スクールバス等々の計画
も考えなきゃならんだろうというふうなことも、やっぱり頭に入れておい
てもらいたいと思います。

それから、防災の観点からは、やはり一番最初のスタートにありました
ように、大淀小学校、下御糸小学校の子どもたち、学校をいち早くなんと
かい形で、こちらへ持ってこれないか、南側に持ってこれないかという
ことも、そこには含まれるものだと思います。

それから、3点目、3編成による統合の考え方でございます。先ほど町
長のほうからもお話がございましたように、やはり統合となりますと、やっ
ぱり地域の学校ですので、どこかに吸収される、統合されるという思いが、
一方ですごく重いものがございます。

そういったことから考えると、全町的に考えて、この人数でこの数でい
いのかどうか。それが健やかな子どもたちの成長を考えるのであれば、ど
うなんだろうという視点になって考えなければならない。全ての世代平等
な統合といいますか、なんていうんですか、公平な統合といいますか、そ
ういう位置に立たなければならないのかなと思っています。

そういった意味からは、全町的な考え方で、これからは考えていく必要
があるのではないかなと思っています。

それから合わせて、地域コミュニティーの問題も、大淀地区でのヒアリ

ングの中でもたくさん意見をいただきました。それを考えると、跡地利用、その辺りもしっかり考えていく必要が、合わせて校区編成とともにあるのではないかなと思っております。

そういうふうなことを今年度中では、もう立ち上げたばかりですので、30年度に2度、3度、4度、回を重ねてある程度の方向を持ったら、次そこで始めて地域へお伺いをし、地域の皆さんの意見も聞きながら、町民の皆さんと、それから町行政と、そしてまた手助けいただく町議会の皆さんのご意見も持ちながら、プロジェクトが進めていければと考えております。

そのような形になっていきますように、一つ頑張っていきたいと思っておりますので、またご支援のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） すいません。僕の二つ目の質問でですね、大淀校区のことちょっとと聞こうと思ひていたんですが、それもまとめて答えていただいたのかなというふうに捉えておきます。

町の考え方としてですね、平成28年3月に明和町小学校区編制に関する調査検討報告書というのをいただひておりまして、その中で、新校区の総合評価として、再編の考え方として、3校区の、それから4校区の案の1と2とありまして、それがベストではないかというふうな考え方になっております。

先ほど答弁いただいたんですけども、この報告書を基に、調査検討業務というものを、先ほど答弁いただいた調査検討業務というのを作成して、再編検討委員会と議論を重ねていくということで、よろしいんでしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井啓悟議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 今、中井議員がおっしゃられたとおりでございます。

まして、それを基本にですね、検証委員会といいますか、専門家の目で、私たちの考え、いろんな意見を集約した上での考えがいいのかどうかというふうなことで、これを地域の皆さんにお示ししていく時に、いいものなのかどうなのかを、今、検討していただくというふうなことで考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 去年のですね、大淀地区の議会懇談会において、移転への賛否は半々であるとのことをご意見をいただきましたが、これから学校に通う子どもたちの将来を第一に考えていただいて、安心・安全に通える学校の再編であったり、また整備を進めていっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次に質問項目としては、三つ目になるんですけども、下御糸小学校についての今後の考え方をお聞きいたします。

新こども園への移行に伴う説明は、双葉幼稚園の保護者及び自治会長にされたと伺っております。先ほども聞かせていただいたように、大淀地区においては、建替移転を含めた説明をされておりますが、下御糸地区には小学校再編・移転などについての説明会は実施されているのかどうかを、お聞きいたします。

下御糸小学校も津波浸水区域にあること。また、児童数減少に伴う再編及び移転など、保護者や地元自治会への説明会を早期に実施するべきと考えます。どのように考えているのか、お聞かせいただけます。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 下御糸地区への説明を、この後あるのか。その次に何故できなかったのかという辺りだとは思いますが、まず大淀小学校へヒアリングといいますか、意見をいただく、その後、いただい

た後ですね、そこでもう少し町として具体的なこと、先ほど申し上げましたように、考えてから持ってきてもらったらどうなんだろうというふうなことで、ご意見をいただきましたので、その後はそれをしっかり整理した後、もちろん宿題をいただいた大淀地区、そして次は下御糸地区。

先ほどのお話をさせていただいたように、そこに限らずやっぱり全町的に考えていくべき問題に発展していくのではないかとということで、その後は全ての地区にというような、今の町行政の考えていることを示していきたいなと考えておりますので、下御糸地区については、今、早急に直ぐ始めるということでは、今のところ頭の中にはございません。

あと全町的にいずれ回らせていただくということだけ、お伝えさせてもらいたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 順番をおいて、大淀は聞いて、これから行くということなんですけども、下御糸校区、他の校区には今後、事務局案を持って以降行くということですね。

大淀地区では、それらを持たず移転か、現在のところで建て替えをするのかなどの意見を、最初に聞いておるわけで、これが再編検討委員会で反映されるだろうと思うんですけども、そうであるならば隣接している下御糸地区にも同様に聞くのが、同じ説明会を早期にするべきだったんじゃないかなというふうに思いますけども、ちょっとこれも含めて、次に四つ目の修正小学校のほうの質問に移らせていただきます。

修正小学校の児童数減少について、複式学級になりつつある現状の中、事務局として再編を含めた今後の方向性というものを、どうすべきと考えているのかお伺いいたします。また、地元からの意見・要望などは聞いておるのかどうかというのもお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 修正小学校の今後の方向性と、それから地元意見等々、これについては複式学級のことと、それから統合のことに関して、私のほうからお話をさせていただきたいと思っています。

複式学級の現状でございますけれども、先ほど上田議員の中にもありましたが、29年度には実質複式が1学級ございます、修正小学校には。つまり本来でありましたら、6学年ではありませんので、5人しか先生が当初はこないわけです。複式学級が1学級ございますので、そういうふうな形になるんですが、今現実にはそれぞれ学年に担任がおるような形がとれております。

これは三重の少人数加配というふうなこともございますし、それぞれの町に学力向上のために充てられる先生方があります。それを町のほうで判断して、今必要なところに配置をしていくという格好で、加配という形で修正小学校には1名入れてもらって、本来なら2年生、3年生、今年は4年生・5年生が複式学級なんですけれども、そこを1人加配をもらったことで従来のように、6人の6学級で今、進めてもらっておるところです。

ところが、この30年になりますと、学級編成の法的にいけますと、5年生と6年生、それから2年生と3年生が複式学級になります。複式学級の基本といいますのは、2学年にわたって16名、16名を切った場合は、1学級でしていきなさい、複式学級です。

本当であれば30年度は、2・3年生と5・6年生は、それぞれ複式学級になります。5・6年生、特別な例がございまして、5年生・6年生の数は16名ではなくて、卒業前ということもありますので、14名ということになります。14名ということになりますので、本来の16名ではないが14名ということで、加配がこれに1人で、これはもともと付けていただけるようになりますので、それは解消できます。

ただ、2・3年生は、やはり複式学級、そのまましていかなりません

ので、今年の29年と同様、明和町にいただいている1つの加配人数の1人を、そちらのほうへ配置していくという形で、来年度も今のところ2学級の複式学級であるけれども、県の加配と、それからもう一つ町にいただいております加配をうまく充てることによって、6学級編成でいけるものと思っています。

ただ、実質はそういうふうな形で、複式2学級という学校なんだということは、ご認識いただければなと思っております。これがずっとその先、ずっとこの加配が付いていくかという、甚だ疑問な部分がございますので、いずれやっぱり複式学級で、勉強してかんならん状況は起こってくるのではないかなという一つ危惧はしておるところです。

それから、あと地元の意見としましては、その学級編成に関しましては、やはり校長先生方も一生懸命動いてもらっておりますので、やっぱり複式学級なんやけども、6学級でそれぞれ学年で、学級経営をしていきたいという思いがございましたので、今年度の30年度につきましても、全ての学級がそれぞれの学級でやっていけるようにはなっております。

それから、ただこれからの問題としましては、少子化の問題はますます歯止めはきかなくなっておりますので、今のところ、来年、修正小学校に入学する子どもさんは、30年度入学1年生6名でございます。ちなみにもう一つ付け加えさせていただきますと、1年生は小学校という環境に初めて入りますので、複式学級の基準というのは、1・2年を合わせて8名、8名以下の場合には、複式学級になってくるんですが、1年生の場合は、1年生、小学校生活に慣れるということも含め、数が少なく設定されておるのが現実です。

こういったところで複式学級の現状があるということで、実際のところはこのことによって、実際に校区編成と関わってくるんですが、親御さんの校区の編成の年配の方の思いと違うところは、子どもさんをお持ちの親御さん世代は違う考えを持っていまして、少数の学級でいいんだろうか

というふうな心配をされとるという現実も聞かせてもらっておるとい
のはお伝えさせていただきたいなと思っております。

それから、もう一つは統合の面では、一つ昨年全町の説明に行かせて
もらった時に、明星地区から出されました。自治会長さんからもいただきま
して、統合については反対の要望をいただいた現実がございます。

ただ、一方先ほど申し上げましたように、世代によっては親御さんの世
代によっては、もうそろそろ考えていかなければならないんだろうなとい
う思いを持ったり、違う学校へ行く方法はあるのかなという考えをお持ち
の親御さんもいるということだけは、お伝えはさせてもろときたいなと思
っております。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 昨年、明星地区の自治会長さんから統合の意見を
聞いたということですかね。もう一回すいません、お願いします。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（下村 良次） すいません。先ほど明星地区へ、修正地区も一
緒に来ていただいております。修正地区の自治会長さんのほうから、統
合については、このまま、それこそ先ほどの考えで、どこかへ行けとか、
統合させられるとかいう中での統合というのは反対だというふうな思いを
聞かさせてもらっております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 修正地区ではですね、自治会長から統合反対とい
うふうな意見を聞いており、それでまた大淀地区では、地元の意見を何度

も聞いておる状況があります。また、下御糸校区及び他の学校では、地元の意見を現在聞いていないということで、先ほど教育長の答弁でもありましたけれども、校区再編というのは全町的に行われていくものだと思います。

これまで聞かせていただいた答弁とですね、町長の施政方針の中でもですね、2ページの教育環境の整備というところで、地域の方々のご意見を伺い、考え方を示していきたいというふうな感じで、時間的にいったら地元の人意見を聞いてから進めていきたいというふうに、僕こうニュアンスとしてとりました。

今、これまでの教育長の答弁では、下御糸校区とかはある程度、事務局案を策定してから説明しに行くというふうな感じで、聞かせていただくとおると、一貫性というものがちょっと見受けられないという部分、それぞれの校区でちょっとちぐはぐしているのかなというふうに、ような状態を受けます。

そうなってくるとですね、やっぱり意見の反映のこの地域格差ということも生まれてくる可能性もありますので、今後、本当に再編に向けてちょっと真剣に取り組んでいただけるのか。子どもたちの将来を、本気で考えていただけるのかということが、ちょっと不安になるところがあります。

再編検討委員会においてもですね、地元の意見を聞いているとか、聞いていないとなりますとですね、方向性を定めにくいのではないかと思うんですけれども、その辺りを含めて、再編検討委員会の今後の進め方、また考え方を、またまとめ方というのを、最後に改めて聞かせていただきたいと思えます。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（下村 良次） 本当に私としては、もう子どものこと、それから、学校編成のこと、教育の視点からも、それから子どもたちの命を守ること。やはりこの後はしっかりとここで検証して、ちょっとうまく私が伝

えられなかった部分があるのかなと思うんですが、ここで検証して、これが町行政の考えですよというのを示して、このとおりお願いしますということではございません。

その中でしっかりもんで、こういうふうに町行政は考えているんだというところを、各地区へ回らせていただいて、その中でいろんなご意見もいただきながら、賛同もいただきながら、その中でいい方向に進めたいと思います。それこそそこで行政と町民一体となって、全町的に子どもたちの将来、教育環境ということをしっかり目を向けていきたいなと思っておりますので、またいろんな意味での、またお知恵をまたいただければと思いますので、気持ちはもう誰にも負けず、頑張っている編成を心がけていかないかなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 下御糸小学校、大淀小学校の2校については、津波浸水区域内にあることから、南勢バイパス以南の移転という意見と同時に、これまで小学校を取り巻く文化やコミュニティーの維持をしたいという現在地での建て替えを希望する意見など、さまざまあるかと思えます。

修正小学校については、児童数の減少があり、また斎宮・明星・上御糸小学校も含めて、それぞれの小学校を取り巻く課題があるとは思いますが、けれども、違う側面から見てもですね、現在の小学校の区割の弊害というもの、ちょっと出てきているのではないかと感じています。

第一に子どもたちのための学校であるということ。そして、地域の核となる施設になるよう、子ども・保護者・地元としっかり連携をとっていただいて、先手先手で今後の学校再編・建替えを、再編検討委員会においてしっかりと進めていただくことをお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

下水道未整備地域の現状と今後について、三つほどお聞きいたします。

まず一つ目として、県道37号線以南の整備予定について。二つ目として、大淀地区への市町村設置型PFI方式の導入について。三つ目として、現在の浄化槽清掃料金と夜間、休日の対応について。以上、三つの項目に分けて、お聞きいたします。

昨年の12月定例会委員会におきまして、また、今定例会委員会におきましても、一定の説明をお聞きいたしました。改めて今後の整備の状況、また各未整備地域における整備開始の予定年度など、特に県道37号線鳥羽松阪線以南の地域の整備についての予定をお聞かせください。合わせて、未整備地域の方と、お話をさせていただくと、よく聞かれますのが、浄化槽との料金比較は一体どのようになるのかも改めてお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 県道以南、37号線以南の整備予定はどうかということで、ご質問をいただきました。

現在、事業実施中の宮川流域下水道事業、これは平成26年に事業認可を受けましてですね、計画は一応平成32年度まで、新茶屋から上野地区までの85.2haを整備する計画で、平成27年度より事業着手をしまっておりまして。

平成29年4月からですね、新茶屋のすみれ団地と、新茶屋の一部の供用開始を始めました。事業計画区域の早期供用開始に向けて、現在、明星とか明星の駅前とかですね、そういったところで工事を実施しているところでございます。

事業の進捗状況はですね、平成29年度末で整備予定区域面積が、実は30.1haで、進捗率が35%という、今の状況でございます。当初の計画からいくと随分遅れておりましてですね、その事業が遅れておる理由は、一つはですね、もう中井議員さんもお承知だと思っておりますけれども、なかなか物価が高くなってきておりまして、建設単価が高騰しとるということの中

で、実は当初年間ですね、3億5,000万円ペースで事業開始をさせていたところでございますけれども、現在はそういった要因があって、4億5,000万円と、1億ほど引き上げて何とか計画どおりに実施できないかなということで取り組んではおるわけでございますけれども、なかなか前へ進んでいかないというのが、今の現状でございます。

こうした状況を踏まえましてですね、宮川流域関連下水道事業の次期の事業計画をどうするのかということで、先般も委員会のほうでも協議をいただきましたけれども、フレックスプランで処理をした明和町役場周辺の145ha、これへの接続を除きましては、平成32年から6・7年の期間です、整備予定面積を52.6ha、これは先ほど申しあげました今の事業計画の残りがですね、未整備区域が30.4haと、それから、次期の計画区域が22.2ha、いわゆる今の計画から上野地区のところまでが第1段階ということで、そこをまずということで、今のところ考えております。

従いまして、この中にですね、県道、おっしゃった37号から向こう、その計画が入っているのかということですが、現在のところは事業の進捗状況から勘案して、計画の中には含んでおりません。今後の下水道整備の状況によってですね、またもう一度再検討をしていかなければならないと、そのように考えておるところでございます。

現時点での当該以降の整備の見込みについては、また詳細について担当課長のほうから説明させていただきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。県道37号以南の今後の見込みなんです、まず明星地区をですね、いわゆる南明星地区になりますが、こちらについては、全町自治会長等を通じて、以前から下水道の早期整備が要望されておりました、次期事業計画区域に含めることを検討いたしました。

しかしながら、これまでの事業進捗状況から、当町の厳しい財政状況を

考慮すると、先ほど町長も言われましたが、6、7年で整備できる範囲の中では、次期計画の整備というのは見込めないという状況でございます。

次期計画では、本郷地区の南部までの整備を想定しておりまして、ですのでその次の第3期の計画区域には、この南明星地区の整備が対象になると考えております。

それから、斎宮地区につきましては、次期計画で上野から勝見・船橋苑方面までの整備を想定しておりますが、県道37号以南につきましては、勝見から竹川に向けた面整備を行ってから、金剛坂を通過して南下していく予定ですので、現在のところ具体的な整備の時期の目処は立っていないということでございます。

次期計画の3期目以降の見込みとしては、南明星地区及び明星地区の近鉄線以北、また斎宮地区の未整備区域等を含めた中で、区域設定を検討していきたいと考えております。

すいません。それから、供用開始後ですね、下水道使用料と浄化槽の維持管理費との比較でございますが、浄化槽の維持管理費につきましては、清掃料金と保守点検料金と合わせた額が必要になります。人槽の大きさや受注する保守点検業者によって異なりますが、合併浄化槽5人槽の場合で、概ね5万円から6万円程度、水洗トイレのみを処理する単独浄化槽の場合は、5人槽で3万円から4万円程度というふうに把握しております。

下水道使用料のほうは、従量制での計算になりますが、使用水量によって金額は異なるものの、合併浄化槽の維持管理費と同程度か、少し下回る金額になると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 県道37号線以南の整備については、3期計画開始

までも、かなり長い年月が経過するところではありますが、だからといってですね、地元への詳細な説明がなかったりとか、先伸ばしにしたりせずにですね、随時状況の変化があるかと思しますので、定期的かつ継続して、ていねいに未整備地域での説明会等を実施していただくようお願いいたします。

それでは二つ目の質問に移ります。

大淀地区の下水道整備は、正直まったくの白紙状態であるかと思いますが、今後の選択肢として三つあるかと思えます。

まず一つ目として、これまでの予定どおり伊勢市側からの接続を待つ、二つ目として、明和幹線への接続、三つ目として合併浄化槽の整備の三つがあると思えます。このことについては、何年も前からの課題であり、そろそろしっかりとした方向性を決断する時期にきているのではないかと思えます。

見通しがまったく立たないとは言いませんけども、いつになるか全くわからない、伊勢市側からの接続を待っている現状。それとまた費用面が大きく、今の財政状況では明和幹線への接続もかなり厳しいのではないかと思えます。

私は以前より提案させていただいておりますが、大淀地区にとって一番メリットがあると感じるは、安価で災害にも強く、復旧が早い合併浄化槽の整備ですが、紀宝町では市町村設備型のPFI方式というものを導入しております。要は自治体が民間事業者に委託して、その資金やノウハウを活かし公共施設を整備するというもので、これも導入することにより、国からの交付金が従来より増え、自治体の経費節減の効果も期待でき、そしてなにより住民サービスの向上が図れるということです。

このような方式をとられるお考えはあるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。

大淀地区の生活排水処理方法の考え方につきましては、これまで議会の委員会をはじめ全町自治会長会でもご質問いただきまして、先ほど議員が言われました三つの方法を中心に比較検討し、委員会にも検討状況の報告を行ってまいりました。

合併浄化槽を町で整備して管理していく方法は、下水道整備に比べて初期整備の建設費用は安価で済みますが、その後の維持管理等につきまして、施設が下水道施設に比べて、耐用年数が短いこと。

それから、日常管理の負担が大きいことなど課題も多く、伊勢市側からの接続を待つ現計画、これが時期的な問題で難しいという場合、明和幹線から大淀へ向け整備していく方法が望ましいのではないかという報告をさせていただいたところでございます。

ご質問の合併浄化槽市町村設置型のPFI方式は、浄化槽の設置及び維持管理等の運営を民間に任せることで、初期整備費用が安いことに加えて、1軒1軒の浄化槽を町が管理することの負担が軽減するというふうに考えられます。

三重県では紀宝町のみがこの方式を導入しておりますが、個人負担、町負担とも少なく、生活排水処理率の向上など一定の成果があがっているというふうに聞いております。ただ、浄化槽の市町村設置の事業というのは、もともと下水道整備が難しい山間部など、人口密度の低い地域で採用されているものでございまして、一定数の居住人口のある地域では、効率的な手法として、下水道整備が進められているのが現状でございます。

当町におきましても、将来的には町全体を下水道及び農業集落排水で整備する基本構想に基づき、事業を進めており、これまで三重県の宮川流域下水道に建設事業費の一部を負担してきたという経過もありまして、簡単に方向転換することは難しいと考えております。

今後はですね、宮川流域下水道の進捗見込みや整備方法等について、伊

勢市それから三重県との協議をさらに進めるとともに、PFI方式を含めた合併浄化槽市町村整備事業についても、合わせて調査検討していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 町としては伊勢市側からの接続を待つ現在の計画と、あと明和幹線へつなぐ整備というのが望ましいという考えであるということではわかりましたけども、伊勢市側からの接続がずっとないのであれば、どの時点で明和幹線に接続をするという決定をするのか。

町長の提案説明にも、9ページでしたかね、下段にもありますけども、全体計画の見直しに取り組んでいくというところもありますので、どちらにしてもその整備はですね、先ほど質問した県道7号線以南の地域と比較して、整備時期などの優先度とか、そのようなものは、かなり先の話で未定だと思うんですけども、そこら辺を含めて優先度というのは、どのように決定していくのか、お聞きいたします。

またPFI方式についてはですね、山間部や過疎地域で採用されているということなんですけども、大淀地域の特性としてですね、狭い道の箇所が多く、また砂地というところ、その段階で工事をするには矢板等の使用ということも必要になってくるのかなということもありまして、合わせて道路の下にはさまざまな配管というのが、現在もあると思います。

下水道管を布設するより個別に浄化槽を設置していくほうが、メリットがあるように、私自身は思うんですけども、今後その辺りの試算を含めた調査をしていただいてですね、その結果の上で再度検討していただきたいんですけど、その辺りのお考えをお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 大淀地域のですね、下水道の整備ということにつ

いては、一重に先ほど担当課長のほうからも説明させていただきましたけれども、伊勢市との関わりがあるということが1点と。

それから、宮川流域下水道事業計画の大淀を外すということになれば、抜本的な見直しを、県のほうと協議をしなければならないというのでございます。

従いまして、1点はですね、やはり伊勢市との大淀幹線、これを伊勢市さんのほうはどう考えるかということについてはですね、こういう中井議員からの質問もございましたし、以前からも一つの課題にはなっております。今のところどうされますかということしか、問い合わせはおりませんけれども、伊勢市さんのほうとしては、まだまだ先の話ということで、答えが来ておりませんが、早急にですね、この部分については詰めてまいりたいと、そのように思いますので、今しばらく時間をいただきたいなど、そのように思います。

それによってPFIにするのか、あるいはいろいろとさまざまな検討をすることが必要になってくるのではないかなと、そのように思っております。

あと詳細については、課長のほうから答弁いたします。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） そうすると私のほうからは、PFI方式を考えていく中でですね、調査検討のお話につきまして、平成26年度に一度この3案の比較検討報告をしたところなんです、その際の合併浄化槽の考え方というのは、国交省がつくっています都道府県構想マニュアル、これに基づいて積算をしております、先ほど議員がおっしゃられました大淀地区の特性、狭い、砂地、それから水道の管とか、円錐の管が入っております。この辺は詳細に加味しての計算ではありませんので、その辺も含めてですね、再度調査検討して、またその報告をさせていただきたいと考えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 調査検討していただくということで、よろしくお願いたします。またですね、もう伊勢市さんとの協議ですけども、顔も見えないわと言われるぐらいです、行っていただいてですね、ちょっと進めていただくように、どちらにしても決断の時期が迫ってきているのかなと思いますので、よろしくお願いたします。

それと、以上です。

それでは、三つ目の質問をさせていただきます。

紀宝町のケースでは、支払料金が従来の個人設置型と比較すると、一般家庭の5人槽を目安として、まず設置時の個人負担額において56万7,000円から、16万円程度と約40万円も安くなり、また維持管理においては、年3回の保守点検、年1回の法定検査と清掃費を合わせて、年間5万4,800円から4万5,600円と1万円ほどの費用が抑えられるようで、大きな負担軽減のメリットがあると考えられます。

明和町に置き換えますと、紀宝町のケースよりも個人負担額の額が抑えられるのではないかと、私自身は思うんですけども、PFI方式の導入をしているか、していないか。また浄化槽設置世帯数の違いなどもあるので、一概に比較できるものではございませんが、明和町においての下水道未整備地域の現状として伺います。

これまでの一般質問で2回ほど合特法の質問をさせていただきましたが、その中でも特に近隣市町よりも清掃料金が高いのではないかとということ。それに伴い清掃料金の見直しを町指導で委託業者と話をさせていただきたいとのお願いと、合わせて夜間や土日祝祭日の対応を、これまでよりもしていただきたいと、二つの質問をさせていただきました。

その中の答弁で、町長は委託業者と価格設定の協議、また対応の向上な

どを改めてお願いしていただくとの答弁だったかと思います。その後の協議はいつどのような内容だったのか、お伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 浄化槽清掃料金の見直しと夜間・休日の対応についてですが、平成27年12月の一般質問をいただいた後、許可業者と協議を行いまして、その結果等につきまして、平成28年3月の全員協議会で簡単ではございますが、報告させていただいたところでございます。

清掃料金につきましては、処理施設までの距離等にもよりますが、県内の市町村と比べて、特に高い設定にはなっていないと考えております。ただ県内の多くの市町は、平成11年に県内の市町村等で作成した合理化にかかるガイドラインと、これに基づいて許可業者の区域割をしておりますが、これをしていない市町では、清掃料金が安くなっているところがあるようでございます。

夜間や土日祝祭日の対応につきましては、基本的に松阪広域衛生センターが開いている時間でないと、収集したし尿等を持ち込めないということがございます。奇数の土曜日だけ衛生センターが営業しておりますが、需要は非常に少ないということでございまして、今、合理化による従業員の削減というのを進める中で、土日等の業務を行うということは、体制的に難しいということでございました。

その後の協議では、料金等については現状維持、またサービス面につきましては、親切・丁寧な対応をするよう指導しているところでございます。

それから、緊急時につきましては、迅速な対応や弾力的な対応ができるように、行政との連絡体制を整えておりますが、今後もより効果的・安定的な体制整備を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 合理化による従業員の削減という委託業者の現状も一定の理解はできるんですけども、やっぱり町民サービスというのが第一にあつての合理化だと思います。その上で、夜間、土日祝祭日の対応についてですね、時間的なことをいえば365日、年中を通しての対応をお願いしているということではなくてですね、平日の午後7時までとか、例えば土曜日のみとかでもいいのですよね、少しずつ努力向上をしていただきたいというお願いでございます。

また、需要が少ないというのであるんですけども、貯蔵タンクもあるんですし、対象の清掃もそれなら需要が少ないのであれば、多少の清掃も可能だと思いますし、また、ブローアの故障であつたりとかですね、電話対応、電話での問い合わせなどをしていただきたいという簡単なもので、以前よりお願いしておるんですけども、一向に進展がないように思うので、改めて委託業者のほうと協議をしていただくようお願いをいたします。

また、現在の清掃料金についてはですね、いつも同じような答弁をいただいているのですが、ちょっと一つ確認させてほしいんですけども、まず一つ目としてですね、合特法において委託業者を守るということ。それから二つ目として、住民サービスの徹底という部分とあると思うんですけども、この二つを遵守した上で、現在の清掃料金の設定がされているということで理解していいのかどうかということをお聞きしたいと思います。

また、現状維持を指導しているというふうな答弁をいただいたんですけども、平成27年12月議会だつたと思うんですけども、その時に町長は許可業者に対してですね、価格を下げてくださいをお願いをする旨の答弁だつたと思うんです。これもう町長にお答えいただきたいんですけども、当時そのような答弁をいただいて、それで今のお話では現状維持ということで、そこら辺のちょっと食い違いというのを、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 価格の面で汲取料、そのものについてはですね、これはもう一定変わってないんですけれども、業者の方といろいろ話をした時にですね、いわゆる清掃のその後のいろいろな手立てですね、いわゆる中井議員がご質問の中で言われたように、3回とする場合と、4回という形の中でですね、今、業者の方は丁寧にやられているという形の中で、年4回の点検等々が行われているという形の中で、ちょうど1万円ほど価格が違ってきているという、そのこのところの部分が実はございました。

ご指摘のように、3回であれば議員がおっしゃるような価格で収まるわけでありましてけれども、そのこのところでたぶん5回までは、なんていうんですか、生じていないと思うんですけれども、そういったところをやはり利用者の方にですね、きちっと説明をしてほしいということで、3回でもかまわない、4回でなければ何故ならないのかといったようなところもですね、きちっと話をして、そして、理解をしていただいてから、作業にかかってくれというようなことを申し上げた記憶がございますので、改めてですね、そこら辺のよその市町との価格の違いというのはですね、しっかりとなんていうんですか、設置者の方にですね、説明するように改めて申し上げたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 当然サービスは回数の問題もあって、サービスの低下になってはいけないのでですね、そこら辺も含めた上で、また事業者のほうと、祝祭日とか夜間、ここら辺も含めてまた協議のほうを進めていただいて、できる限り価格等も下げていただくお願いを、また改めてお願いいたします。

小学校の建て替え、またそれに伴ってくる再編については、地元自治会の丁寧な説明も当然のことながら必要なことですが、特に保護者、またこ

れから小学校の子どもを持つ意識のある、若い世代からの意見をしっかりと聞いていただいて、焦点をしっかりと定めていただいでですね、将来の子どもたちのための学校になるように進めていただくことをお願いいたします。

また、下水道未整備地域については、数年先の見通しがついている地域だけではなく、整備開始まで10年、20年先になるかもわからない地域にもですね、現状と今後の予定をしっかりと説明していただくことをお願いするとともに、大淀地区についての今後の方向性、早期に見定めて決断していただきたいと思います。

清掃料金は改めて清掃料金の見直しと、夜間、土日祝祭日の対応について、町民の皆さんのことを改めて第一に考えていただいでですね、委託業者さんのほうと、また協議をしていただくようお願い申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、中井議員の一般質問を終わります。

3番 山内 理 議員

○議長（辻井 成人） 5番通告者は、山内理議員であります。

質問項目は、「安心・安全のまちづくり」の1点であります。

山内理議員、登壇願います。

○3番（山内 理） ただいま議長より登壇のお許しが出ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

皆さん大変お疲れのところと思いますが、私が最後です。今しばらくおつきあいをいただきたいと思います。

さて中井町政の安心・安全のまちづくりについて、いくつか質問をさせていただきます。

この間の1月末にきららの森に木製遊具とトイレが設置され、また一つの町民の憩いの場ができました。町民の皆さんにどんどん活用していただければと思います。

トイレは船谷建設さんから寄贈であり、誠に喜ばしい限りでございます。このきららの森の太陽光発電について、少し質問をさせていただきます。きららの森は、船谷さんと約20年契約とお聞きしておりますが、契約終了後、20年後ですね、契約終了後はどうされるのでしょうか。

また、太陽光パネルのそもそもの耐用年数とか、また太陽光発電事業等の情報などありましたら、合わせてお伺いいたします。

また、町内のいたるところに太陽光発電が設置されております。個人住宅の屋根はもちろんのこと、この間まで畑だったところ、田んぼだったところにも、太陽光発電施設がどんどん建設されております。ちなみに平成28年後半から平成29年、この12月までですね、今年の。個人住宅の屋根以外で約40箇所の太陽光発電が設置されております。

ちなみにそのうちの34箇所が、町外または県外の事業者であります。若干数字は違うかもしれませんが、もちろん今も、今年1月、2月、年明けになってからも増加の一途です。そんな中、気になる記事がありました。東京商工リサーチによりますと、2017年1年間、太陽光関連事業者の倒産が、過去最多を更新したとありました。倒産件数は88件、前年比35.4%増で、調査を開始した2000年以降で最多だった、一昨年ですが、2016年の65件を大きく上回ったとあります。

過去最多の更新は3年連続で、太陽光発電関連業界の落ち込みを示す結果となったとあります。これ全国ですからね。倒産件数の88件が多いのか、少ないのか、これ気になる数字ではあります。問題はこの町内のこの急激に増えた太陽光発電施設なんですけど、これらの物件、20年後、30年後はどうなるんでしょう。ほとんどが県外の事業者です。将来が非常に心配になります。これは町民の皆さんもどんどん、どんどん出来ているので、非常

に心配されております。

太陽光発電そのものは政府も推奨される再生可能エネルギーですから、いいんでしょうけども、問題は太陽光発電事業の管理、事業者が心配なのであります。将来この商工リサーチにありますように、事業者が倒産やとか転売などで不明になりはしないか。今現在も町内にある放置建物、もう所有者と連絡もとれないという放置建物のようになりはしないのか。

これは現在、事業主の問題で、町行政からすると手の施しようのないということは、十分承知をしております。しかしながら、これら20年後、30年後を考えると、将来が非常に心配になります。問題に、私はもうなると思います。

町長はこれらの件、いかがお考えでしょうか。

町長のお考えを伺います。

○議長（辻井 成人） 山内議員の質問に対する答弁。

町長。

○町長（中井 幸充） 山内議員のほうから太陽光発電についてのご質問をいただきました。実はですね、今、通産省のエネルギー庁からですね、公表されているデータによりますと、明和町に設置をされている太陽光発電施設はですね、実際に建てるかどうかは別といたしまして、認定申請が出されている件数は、10キロワット未満、これが1戸建ての住宅に設置されているというふうに理解されますが、これが796件、実はございます。

それから、10キロワット以上50キロワット未満、これが285件、小規模のもので屋外に設置されているものと理解をされます。

それから、50キロワット以上が22件、これが先ほどご指摘いただきましたきららの森に設置されているものも含めてということで、これだけの件数の太陽光発電が、現実には建っていないかもわかりませんが、産業省のほうに申請が出されているという状況でございます。

ご指摘がございました、きららの森のメガソーラーでございますが、現

在は船谷建設と株式会社パスポートという事業者が、合同会社F P Kきららの森という合弁会社を、実は設置していただいて、そこが20年間、事業運営をするということでございます。

1点、契約は平成26年6月1日に契約をされておまして、平成46年5月までの20年間の契約に、実はなっております。今、ご指摘をいただきました、この20年後の契約が切れた時にどうなるのかということでございますが、この契約の中身の基本協定におきましては、貸借契約が終了した時点におきましては、事業者の負担により一応撤去すると。そして状態復旧、いわゆる更地にして戻してもらうという、そういうことになっております。

ただですね、この事業期間終了前に、いわゆるこのパネル等の関連施設の取り扱いについては、町と事前にきちっと協議をするというふうになっております。と言いますのは、現在設置されている、その太陽光発電そのものが20年という一つの期限を設けているわけでありましてけれども、発電効率は落ちるかもわかりませんが、耐用年数等々を考えると、更に20年以上の発電の可能性もあるということの中で、その時点でですね、どうするのかということについては、事前に協議をしたらどうかという、そういう1項も設けられております。

町が引き取るというようなことは、まず考えられません。まず、その後、最終的に撤去費用をどうするのかというようなこともございますので、その時にですね、十分と協議をしたらどうかということでございます。

その中で太陽パネルの耐用年数、あるいは発電事業者の今後の情勢等ということですが、先ほどもお話しさせてもらったように、だいたいほこり等の影響がなければ、35年から40年ぐらいは、なんていうんですか、稼働できるというようなお話になっております。

いろいろメーカーによっては違いますが、だいたい30年から40年ぐらいは太陽光のその発電が十分発電能力が機能するというふうに、実は聞いておるところでございます。そういう中で、先般の台風時にですね、

強風によって太陽光の発電パネルが倒壊したというようなことがございました。

そういう中で倒産も含めてですね、これからの対応はどうしていくんだということがございます。その中で、産業省のほうではですね、昨年4月に施行されました、電気事業所による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、FIT法と申しますけれども、その改正でですね、土地利用や安全性に関する法律を遵守し、事業が適切に実施される見込みがあることが、認定時に審査されるというようなことの中で、まずは申請があった時にですね、最終的な周りの環境も含めてですが、そういうことも含めて審査の対象になってきているということですが、それ以前にですね、実は設置をされている太陽光発電も実はございます。

そういう中でですね、もう1点はですね、申し訳ございません。認定基準の中にですね、もう一つ発電設備の廃棄、その他の事業を廃止する際の設備の取り扱いに関する計画もですね、適正であるということの1項も、実は含まれておりますので、事業をなんていうんですか、認定の時に廃止のことも含めて、この計画の中にないと、産業省のほうで認可をいただけないという、今の状況にはなっているわけではありますが、先ほども申し上げました、法律の改正前の部分で、どうするのかということで、いろいろと悩んでいるというのが現状でございます。

まず事業所が急に倒産した場合には、設置の取り扱いについて、本当に正直なところ、今のところ手立てがないというのが現実でございます。

三重県のほうにもですね、問い合わせを担当のほうからさせていただきましたけれども、現在のこの先ほど言いましたFIT法でも、これらの対応ができていないのが現状だというふうに、三重県のほうでもおっしゃっていただいております。

そういう中でですね、全国的にこの困っている部分というのが、みられ

るわけでありますけれども、それに対応するものとして、大きなものについては、先ほど言いましたように、今後の設置については、国のほうでも一定そういう手立てがされるわけでありますけれども、特に50キロワット未満のやつについてはですね、これはなかなかそういった決め事というんですか、そういうものがございませんので、我々としてもですね、これはガイドライン的に50キロ以上のガイドラインが、県のほうでも作成されておりますので、50キロワット未満の部分についてはですね、やっぱり町としてもガイドライン的なものを持たないと、行政指導ができないというふうに考えておりますので、既に志摩市さんとか、他の市町におきましても、そういう以下の部分についてのガイドラインを作っておりますので、それらを参考にですね、これからちょっと遅きに失するかもわかりませんが、検討してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○3番（山内 理） きららの森は先ほどお聞きしましたように、まあまあ私も担当から聞いてもらったんですけど、そうやってして20年後も、どうするこうするというのははっきりしておれば、結構かと思います。

ただ、小さいものに関しては、先ほど町長が言われたように、法整備が行き届いてないので、今のところどうしようもないということなんですが、うちの近所でもね、こういうのがあるんです。F P K 齋宮第1発電所非常用電源施設きららの森、明和町防災企画課0596-52-7100という看板がポンと立っておるんですね。

これは非常に安心できるんですね、要は。何度も言いますが、皆さんそうなんですけど、太陽光があかんとかどう、まだ実際はあんまり住宅地に近いとまぶしいだとか、電磁波どうなんやろという、そういう心配はお持ちなんですけど、それ以外のあれはあんまり大きくないんですね。

ただ問題は、人の心理なんでしょうけども、個人であれ会社であれ、建物であればね、そこに人が住んでいますし会社があるし、そうすると怖そうな人、優しそうな人、わかるんです顔があると。

ところが太陽光発電がバアーと立っておると、これはどこどこの誰々さんがやっておるで、身近な人がやっているんやったら、別にどうこう問題はないんですよ。

ところが、先ほど言いましたように、ほとんどが県外の事業者なので、結局はこれ去年も台風で飛んだぐらいですから、飛んだ時に、誰にどういつ言ったらいいんだろう。住宅なら屋根の瓦とびましたよと言えば、直ぐ出てくるし、ピンポン押したら直ぐ出てくる。

ところが太陽光に関しては、それがわからないんです。私も先日、全部回ったわけじゃないんですけども、見てくると明和町が関わっているきららの森以外で、一般ので看板が立っているのは1箇所しかなかったです。大阪の業者でしたけどね。1箇所、あとはもう全然わからないです。ただ建っているだけで。

これが今ならね、それこそどこの誰かわかっているかもしれませんが。たども、さっきの20年後、30年後となってくると、もうおじいちゃんから代が変わって、若い人たちになると、これ誰かわからんってというのはもう当たり前の話で、その時に建てたばかりでも、これが飛んだんですからね。やっぱりパネルが飛んできた。

先ほど町長も言われましたけど、20年経ってもまだまだ電気は発電しますので、下手に触ると危ない。どうしよう、どこへ電話したらええんやろ、どこへ連絡したらええんやろということが起こってくるんです。

だから、要はわからないということが、非常に不安なんです。わからない。どこへ連絡したらええんやろか。きららの森みたいに書いてあれば、それは直ぐ電話、防災企画課へ電話して壊れてますよと、直ぐ連絡つくけど、基本的にはわからないというのが、非常に不安です。

だからこの太陽光あかんのやなくて、わからないをわかるようにできないんでしょうか。それは法整備があるからないから、そんなオーバーに言わなくても、何とか私はなると思うんです。連絡のつく方法ですよ。20年後、30年後にも。それを考えていただけないかと思います。いただけませんか、考えて、お願いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（中井 幸充） 現在ですね、太陽光発電の設置、大きなものは別としてですね、いわゆる50キロワット以下のそういったものについてですね、実は我々もなかなかつかみにくいというのが現状です。土地を貸される人はですね、業者のほうから土地空いてませんかって、今でも電話かかってきてですね、どういうことですかというたら、太陽光の設置ですとか言って、土地空いてませんかというような形の中でですね、我々も町内をこういろいろ走っておってですね、あれっ、いつの間にか何か工事始めたなというたら、太陽光というような格好でございます。

ですから、開発のようにですね、事前の届け出というような義務もございません。それですのでね、言われるように、どこの業者がどのようにやっているのかということの部分というのは、これは土地の地番を調べて、その所有者の方に聞いて、そして、どこの業者と契約をされたんですかというような、そういう調査をやりながらですね、設置業者に対して、いわゆる先ほど言われたような、万が一の場合の看板、連絡先をですね、設置してもらおうようにですね、お願いしか、今のところないんかなというふうな思いでございます。

我々としましては、先ほど申し上げましたようにですね、一つの方法としては、町としてこういうガイドラインをつくりましたと。従ってこのガイドラインに沿ってですね、管理運営をやってくださいよというようなことが言えるようにですね、その時点では遅いんかもわかりませんが、所有者あるいは土地の所有者、それから設置事業者等々を調査してですね、

一斉に明和町としても、こういうガイドラインをつくったんで、ここら辺だけ先ほど言われたように、周囲にちゃんと塀をつくるとかですね、緊急の場合の連絡先をちゃんと表示してくださいとか、そういうお願いはできるのかなというふうに考えておりますので、直ぐ今から対応ということには、ちょっとならないかもわかりませんが、検討の余地はあるというふうには思っています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○3番（山内 理） まさしくその通りなんですね。

要は何とかなしようというよりも、要するにコンタクトをとれる状況をつくれないうことですよ。例えば定期的に、その事業所さんにアンケートのようなものをお願いして返ってくる。返事が返ってくるということは、健全にやってみえる。そのうち10年経ち、20年してくると返事も返ってけえへん、これは危ないなと直ぐわかるので、だから、町でアンケートとか何かをとっていただくようなシステムとか、また条例なりをできたらいいかなと思うんですが、その前にですね、どうしても行政の皆さんは、行政指導とかこうしなさいよと言えるようになって、言いたがられるんですが、基本的にやっぱりこのままでは、20年後、30年後、町民さんが不安です。心配です。やっぱりアンケートなり何なりを出していただいけませんかという協力を要請していくぐらい、こちらが頭を下げてこうしてくれませんかというぐらいは、十分できると思うんです。

その行政指導でこうしなさいよ、そうならば一番話は早いんかもしれませんが、それに至るまでは、とりあえずやっぱり今ならまだ建ててばかりですから、先ほど町長言われたように、調べれば直ぐわかる段階やと思います。これ10年もしたら、もうわからへんようになってくるし、今なら調べられるというか、わかると思いますので、しかも条例もなければ何も

ない状況ですから、それこそ、こうこうこうで、こういう将来を見込んで、いろいろと情報交換という形で、こういうアンケートがあります出していただけませんかとお願ひするんなら、そんなそんなもん出さんという企業はないと思います。

それをずっと20年間続ければ、30年間続ければ、常にわかっておるじゃないですか。でしょう。その中で看板を設置していただけませんかとお願ひすれば、してくれると思うんですけどもね。だから、決して何とかしようと考えたら、非常に難しいんですけど、こちらからお願ひをして、やっぱり町民さんの安心・安全のためにですね、そういうことを協力していただけませんかという方向でしたら、何とかなる話だと、十分思うんです。

先日もですね、太陽光の業者さんと会う時がありまして、やっぱりきららの森と同じで、だいたい20年ぐらいの契約だそうです。それが過ぎると、要は撤収か、それで中電との契約がそのぐらいだそうですので、それ以降は電力の自由化もありますので、いわゆるNTTだとか、ソフトバンクだとか、そういうところ、もちろん行政も含めてですけど、買っただけなら、そういうとこと契約をしていきたいというふうに、その事業所さんは言ってみえました。

やっぱりパネル自体はまだまだ発電するしということをおっしゃっていました。ただ、何度も言いますが、放置建物のように、所在がわからん、連絡ができやんというのが、一番これもう難点で、ただ難しいかもしれませんが、今、手を打っておかんと、20年後ならもうそれこそなっともしょうないんで、今、手を打ってほしいんです。

コマーシャルじゃないけど、いつするんや、今でしょう、今しかないんですよ。今なら返答してくれますから相手も。これ20年先ならもう相手わからへんのやし、相手の会社さんも元気なうちはええけど、ちょっと太陽光でさっきの商工リサーチやないけども、ちょっとへたってくると、なかなかそんな看板を立てるってできやんって、当然言ってくるので、今は

やった直ぐやから、いくらでも相手してくれると思います。こちらの姿勢次第で。

だから、そういうふうに頑張っていたきたいと思います。

それともう1点は、こうやって明和町のようにですね、急激に太陽光発電がバアーと増えてきた。これ明和町だけじゃないと思うんです。それこそ全国探せば、探せばといったらあれですけど、いっぱいあると思いますので、これはもう町長にお願いしたいんですけど、それこそ全国でこうやって農村地区なんでしょうね、太陽光が来るというのは。

そういうところで、非常に不安になっておられる市町、たくさんあると思いますので、そういう市町と連携をしてですね、それこそ経産省ですか、政府を動かすような、もっと法整備が遅れておるからしてくれと、国を動かすようなぐらいの市町とスクラムを組んでですね、是非やってほしいんです。

国の法を待って、こうしようああしようも、勿論いいんですけど、これは少なくとも20年後には、必ず問題になってきますので、逆に今からですね、国をこっちが動かすんだというぐらいの気構えでやっていただきたいと思います。

ただし、これこんなこと半年やそこら、それこそ更に4年、5年かかっても、できるとは言いきれやん、非常に難しい問題やと思います。そやけど、誰かがどっかでしないと、今するのか、20年後に問題が起きてからするのか。それはともかくとして、やっぱり将来が心配がよめる以上は、今やっぱりしていただかんといかんと思います。

だけど、直ぐに結論も出ません。時間もかかります。取り組んでいただけませんか、お願いします。

○議長（辻井 成人） 山内理議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 太陽光は一つは国の再生エネルギーという形の中での推奨の一つの部分でございます。国は国として、先ほど言いましたよ

うに、法律的に認可という形の中で、最終まで廃棄の部分まで、ちゃんと計画をあげたものという、我々が一番困ってますのは、逆に大きなものじゃなしに、小さなもので対応ということなんですけれども、国のほうはですね、そこまで小さいやつまではという形なんだろうというふうに思います。

あとは国、あるいは県に頼らずに市町のほうで、小さなものについては考えなさいよということなんだろうなというふうに、実は思っておるところでございます。

しかしながら、明和町だけではたぶんないというふうに思いますので、これは町村会を通じてですね、国あるいは県のほうにもですね、そういう小規模の発電施設の維持管理と申しますか、そういったものに対する指導なり何なりですね、そういったものをこれから機会があればですね、要請して取り組んでまいりたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○3番（山内 理） 是非ともですね、今現在の安心・安全、それも大事です。しかし、20年後、30年後の安心・安全も、非常に大事ですので、町長にはですね、先ほどこちょっと機会があればって、ちょっとそれ不満です機会をつくって、リーダーとして、町長が動かんだら、この手の話は動かないんですから、他の課長では無理ですよ。私ら議員でも無理です。町長しか無理なんですから、しっかりとリーダーとして、よろしくお願いします。

続いて、齋宮跡の質問に移らせていただきます。

齋宮跡の質問に関してはですね、またかとお思いかもしれませんが、いわばそれだけ町民の皆さんから、齋宮跡というのは非常に注目度、期待度が高いというふうに、ご理解いただきたいと思います。

齋宮跡はですね、私が言うまでもないんですけど、広くて、齋宮歴史博物館方面からいつきのみや歴史体験館方面、10分の1も含めて、今度新しくさいくう平安の杜と、大きく三つに分れるかなと思います。

今回はですね、さいくう平安の杜について、中心に質問をさせていただきます。よく言われることなのですが、耳の痛い話でしょうけども、さいくう平安の杜の維持管理費をどこから捻出するのでしょうか。これももう本当に我々議員じゃなくて、町民の皆さんすごく心配してらっしゃいます。それからこの3年間にも、定期点検と称し西脇殿や正殿の修繕が、非常に行われております。毎年修繕箇所が出るんでしょうね。

そして、何年後か先に、この屋根の檜皮葺を葺き替えるということにもなってくるんでしょうけども、これは大変な費用がかかるんじゃないかなと。いくらと聞くのも怖いぐらいじゃないかなと思っております。

それからまた、齋宮跡課主導のもとに、来訪者アップ会議というのを、毎月しておられると思いますが、そのアップ会議の成果、結果はいかがでしょうか。

また来訪者のみならず、いわゆる観光客、観光客招致については、いかがでしょうか。具体的にどういうことをされているのでしょうか。また、観光客はどれだけ伸びたのでしょうか、お聞かせ願います。

それと、今回、一番大事なところなのですが、観光客の立場、町民の立場からお尋ねいたします。

日本遺産に認定されて3年、さいくう平安の杜の垣根に植えてある、アジサイ科のウツギという植物ですね、垣根のところの。あれ3年前にしてから、まったく成長していないように見えます。あの木はあのままなんでしょうか。

以前からあの平安の杜周辺をですね、四季折々の花を植えるとか、桜の木々を近鉄線沿いに、桜並木をつくるとか、それから京都から齋王桜を譲り受けてくるとか、いろいろな話がありました。これらの話はもう消えて

しまったんでしょうか。花だけに散ってしまったのかと思います。

何年経っても、結局は、何年って3年ですが、ぽつんと三棟、正殿、西脇殿、東脇殿と建っているだけなのでしょうか。明和町のおもてなしは、どこでどういうふうにお客さんは感じればいいのかでしょうか。

ライトアップについて、お尋ねします。

先日、夕刊三重に記事が載っていました。あまり残念ながら評価はよくありませんでした。それもそのはずインターネットで、ライトアップと検索しますと、それはすごいきれいな、思わず行ってみたい、記念写真を撮りたい、すばらしいところがいっぱい出てきます。

ですから、今、平安の杜でライトアップされている姿というのは、40年前、50年前ならあれで十分だと思います。ところが今、2018年ですので、しかもこれだけネット、SNS、インスタ、インスタグラム、いろんなことが発展した世の中で、ちょっとあれでは何の意味があるのかというのは、よく聞く話、もちろん私もそう思っていますけど。日本遺産の認定をですね、3年前に明和町はされましたけど、2020年には合計100件の認定になるそうですね。

この中で明和町の日本遺産が、どう人々の記憶に残っていくのか。どう生き残れるのか、これからの戦略をお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 山内議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） まず、さいくう平安の杜の維持管理費ということで、ご質問をいただきました。山内議員がおっしゃるのは、よくわかります。物を建てれば、次どうするんや、次どうするんやという町民の皆さんの関心事は、次から次へということですが、行政はなかなかですね、財政のこともございまして、次から次へというわけには、実はまいらないのが、現実でございまして、その点ですね、焦らずにじっくりとですね、見つめていただきたいなど、そのように思うところです。

何故こんなことを言いますかという、さいくう平安の杜のあの実物大

の建物の実現には、実は平成18年からということの中では、10年かかっているという形の中で、ようやく完成をして、まだこれから、まだスタートラインに立ったということ。そういうことで、まずはご理解をいただきたいなど、そのように思います。

それから、本題のいわゆる維持管理でございますけれども、基本的にはですね、実は国史跡齋宮跡が指定を受けた昭和53年12月22日、これが実は三重県と明和町の間ですね、一定の業務分担というのを、協定を実は結んでおります。

それはですね、施設の整備は県がするが、公有地の管理等につきましては、いわゆる町というようなことでございます。しかし、保存にかかる財政負担について、町財政の影響を勘案し対処するように努めるということで、一筆ですね、やはり全てを町にということではなしに、県のほうもそれなりに考えるよということの中で、当初の役割分担というか、そういうものを決めていただいております。

それ以降ですね、実は平成11年にいつきのみや歴史体験館、それから、平成14年には齋宮跡の歴史ロマン広場に関する協定ということ。そういう中で今回の平成27年10月に、さいくう平安の杜の協定書という形の中で、その維持管理についても、一定の考え方をということになっております。

やはりベースになりますのが、この昭和53年に結びました役割分担という、業務分担ということが、ベースになりまして、整備は県でやるけれども、維持管理は町でやってくださいと。ただしですね、大きな補修と、台風でドアが飛んだとかですね、いろいろありますし、先日、ちょっと皆さんから言われたんですけれども、さいくう平安の杜の部分で、木の乾燥等でやられた部分の中ですね、あれもう2年ちょっと経ったぐらいですね、そんな全部取り替えるのかというようなお話を、実はいただいたわけでありましてけれども、あれはもう事前にですね、木の乾燥等によるもので、定期点検時にですね、もう取り替えるということで、予め計画されておっ

た部分がございます。

それがちょっと誤解されている部分もあるんですけども、檜皮葺なんか、これとてもじゃないですが、町でやれる代物ではございません。この部分についてはですね、ちゃんと県のほうでですね、そういった修理等、あるいは補修等はやっていただくという、そういう中身でですね、今までずっときております。

ですので、細かな部分は町でいろいろ直しておりますけれども、大きな先ほど言いました台風でこけたとか、破れたとかという部分については、これも県のほうでですね、補修等をやっていただいておりますので、なんていうんですか、維持管理費が非常にかかるわけでありましてけれども、これも対応につきましてはですね、大きなものはそうやってやっていただく、ただ小さなものの対応について、どうしていくかというのが、実は今、課題になっているということでございます。

その中でですね、一つは来ていただく、後ほど担当課長のほうからも、答弁させていただきますけれども、いろんな形の中で来訪者アップとか、お客さんを呼ぶ、お客さんでですね、来ていただいたら何らかのですね、利用料とか使用料とかですね、そういったものがいただけないかなというものですね、やはり検討していかなければならないだろうと。

でない、いつまでもですね、なんていうんですか、町財政の中から捻出をしてという形にもならないと思いますので、それらもですね、多くの人の意見を聞きながらですね、考えていきたいと、そのように思いますので、とりあえずよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと幾つかご質問いただきました。それについては、ちょっと担当課長のほうから答弁させていただきたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 山内議員からたくさんの質問をいただいているんですけども、まず齋宮跡来訪者アップ連絡会議の成果は

どうですか、結果はどうですかというご質問をいただいております。

この来訪者アップにつきましてはですね、何故こういう会を開いたかというのは、指定になって30年を過ぎた頃、それぞれの団体が思いは一緒で、いろんな活動、動きをしていただいております。

ただ、それがですね、一つ頂点のほうへ寄るのではなくて、それぞれの団体がいろいろと試行錯誤でですね、取り組んでいたという中でですね、やはりその当時ですね、伊勢神宮の式年遷宮、それから、町長が今お話ありました平安の杜の3棟を含める建物ができる。こんなバラバラで動いておったんではいかんやないかということの中でですね、そういう各団体がそれぞれ情報を出して、それでできることを、共通の目的を持ってですね、何に取り組んだらいいのか、どこに課題があるんかということをやるといふことの検討を行う目的とした会議をですね、平成24年4月からスタートしております。

その構成メンバーなんですけど、斎宮歴史博物館、それから公益財団法人国史跡斎宮保存協会、明和町観光協会、明和町商工会、明和町特産品振興連絡協議会、いつきのみやガイドボランティア、それから地元の国史跡斎宮跡協議会と明和町の8団体で、会議を毎月行っております。

その成果はどうかということなんですけど、それぞれこの会議でですね、何をつくるかとかいうようなものができてはいないんですけど、それぞれのことを持ち出したことによって、一つは斎宮跡の中の皆さんの共通した史跡なんかのてくてくマップを作ったり、それから、いろんな情報をすることによってですね、ポスターを1枚イベントで作るんですけど、その中に近々のですね、例えば県の博物館の行事があれば、その中に入れていくとかいうような効率のいいようなものをつくっていくとか、それから、この後でもご説明しますが、観光客の誘客ということの中で、やはり待っているんじゃなくて、こっちから商談にいかないかなということで、どういうふうな内容で、どういうアピールをしたらいいかというのを、それぞ

れの団体の知恵をいただきながら、一つのサンプルのコースとかですね、魅力とか、そういうのをアピールするためのものをつくって、それで商談に行くとか。そういういろんなアイデアをいただきながら、それで情報をいろんな出していくということで、これがそうだとということではないんですけど、そういう情報の中で、聞いていたことによってですね、持ち帰って何か計画する時に、これは明和町がこんなことをやると言うとしたら、それやったら、これを盛り込んで、また自分とどこで何ができるかやっぺいこうというようなことで、今まで全然情報がなくて、空回りしていた部分が、結構この会議によってですね、情報が出てきたことによって、ある程度目的に向かった結果を出しているのかなというふうに思っております。

次にですね、観光客の招致について、どうですかということなんですけど、以前は観光係のほうで、東京のほうへ行って、三重県の開催するメディア交流会とか、それから、三重テラスのところでですね、宣伝をしたりというようなところで、県からお声がかかった会場でPRをしておりました。

そうじゃなくって、今回は日本遺産のですね、認定も受けたことで、そういう人が集まる場所の日本遺産サミットとか、そういう場がありましたので、先ほど言いました来訪者アップのところですね、考えたものをそののところに、旅行業者が集まるということで、商談会をしてPRをしてくるということで、一つは直ぐには効果がないんですけど、一つは株式会社の阪急交通社からですね、ちょっとお声がかかりまして、それで、今、名古屋のほうで阪急旅コト塾ということで、今回今年ですけども、斎宮跡の講座をですね、無料なんですけど、そこへ私たちが行って、斎宮のPRを8回やってきております。

そのことによって、今回の3月3日の梅まつりの時に、名古屋の阪急交通社がツアーを組んでいただいて、37名の方がですね、そのツアーで梅まつりを楽しんでいただいたというようなこともあって、30年度もですね、

引き続き、この旅コト塾を継続していただくと。

それから、また斎王まつりですね、6月にはツアーを企画したいという話もきております。ですので、そういうふうな形で、今後もですね、積極的に商談に行っていてですね、そういうツアーのコースを組んでいただこうというような取り組みをしております。

それから、来訪者の伸びなんですけど、これ町全体、大淀とか、それからキャンプ場も含めての人数なんですけど、平成26年が約18万人、平成27年が20万8,000人、それから28年が20万4,000人、それから29年が22万人ということで、ある程度目標にしていた22万人をですね、ちょっと突破したということがございます。

全体の来訪者の傾向なんですけど、県外の方は増えております。県外の方が増えているというのは、やはり日本遺産のですね、知名度の向上ということで、今まで何も知らなくて、伊勢神宮のほうへ直接行かれていた方が、そういう情報があつてですね、立ち寄っていただくということで、県外の方が増えているんじゃないかなというふうに思っております。

逆にですね、町内の団体の方が減っております。というのが、すいません。県内というか、団体客の方が減っております。というのは、今まで伊勢志摩方面に行く方がですね、斎宮によってから伊勢志摩方面へ行っていたのが、伊勢神宮、遷宮館とかですね、遷宮の後、神宮へ寄っていくとかですね、そういうことで、ちょっと素通りをしていくというようなことも、ちょっと見受けられるのかなというふうに思っています。

やはり滞在時間があんまりなくて、短い中で、やはりこの史跡の中、1箇所しか見れないということで、今、平安の杜のほうにですね、お客さんがたくさん来ているということで、斎宮歴史博物館の入館者数が、ちょっと減っております。

ということで、史跡の中へ来るお客は、だいたい安定しているんですけど、施設では取り合っているというような形になっておりますので、その

辺はやはり歴史好きの人以外のですね、やはり違った興味の持った層の方を引き込むような企画とかですね、そういうのが今後必要なのかなというふうに考えております。

次に、植栽というか、平安の杜の生け垣のウツギのことなんですけど、確かに成長は遅れているというふうに感じております。あそこのウツギの植栽を県のほうで植えている、植栽しているわけなんですけど、もともと発掘調査ではあそこに生け垣があったというふうな調査の結果で、ウツギを植えているというんではないです。

何も何があったか、土塀があったとか、そういうのがわかってないもので、やはり3棟の復元建物を囲む、何かが要るだろうということで、文化庁、それからまた調査研究指導委員会とか、そういうところで、いろいろ協議した結果、ああいうウツギになったということで、枯れているわけではないですので、もう少しですね、ちょっと成長をみてみたいなというふうに思っております。

それから、近鉄線沿いの植樹なんですけど、これについては、明和町みどりのまちづくり推進委員会の方が、5月頃にですね、約230mなんですけど、クチナシを植樹していただくというような今、計画で文化庁のほうの許可を、今、待っているということです。

それから、斎王桜なんですけど、昨年4月に皇學館大学の名誉教授の渡辺先生の案内でですね、町長が上賀茂神社のほうへ出向きまして、斎王桜のですね、植樹をしたいもんで分けていただけないかということで伺ってまいりました。

それで、回答はですね、快く受けていただいたんですけど、斎王桜自体の子孫というか、苗をつくってないということで、どうぞ明和町さんのほうで考えていただいて、枝を切るとかですね、何かすることについては、よろしいですよというふうな回答をいただいております。

ただ、桜の枝をですね、切るという、桜は結構菌が入ってですね、なか

なか枝を切ると、あと本体のほうがかれてしまうという恐れがあるということで、枝をいただいてくるというやり方はですね、ちょっとなかなか難しいかなという中で、今年ですね、花の咲いた後に、種をいただいできて、種から育てていくと。気の長い話になるんですけど、そういうやり方をやって、町内でですね、斎王桜を育てるプロジェクトとかなんか、そういう形で皆さんの協力を得ながらですね、そういう苗をつくっていききたいなというふうな考えで、決して途切れているわけじゃないんですけど、スピードは遅いんですけど、一応取り組んでおります。

それから、ライトアップのことなんですけど、ライトアップは当初県のほうで計画されてなくて、それで、いろいろと近鉄さんのですね、ご協力で特急列車の中で、案内放送をしてるのに、横みたら真っ暗やということ、それから、また折角のPRのチャンスやのに、真っ暗やとだめじゃないかということで、この9月の補正予算でですね、お認めいただいて、それで12月からあのライトアップをさせていただきました。

それで、時間についても、9時半までということで、今、試験的な部分もあるんですけど、その当時ですね、今の明るさにしているというのは、いろんな感じ方とか、いろいろとあるんですけど、なんていうんですか、パッと明るく見せるというやり方もあるんですけど、やはり平安時代ですね、雰囲気厳かにボヤッとですね、幻想的に照らすのが良いんじゃないかということで、今あの明かりにしております。

それで、もうあの明かりで、全然変えられないということではないので、多少、角度を変えたりとか、明るくする。それから、また時間もタイマーでですね、延ばせるということも可能でございます。

それで、少しちょっと暗めにしているというのは、町道坂本斎宮線から竹神社のほうに向かって、走ってくる車にもですね、ちょっとまぶしくなるというようなことの配慮も、いろいろと試験的にやった中で、とりあえず一度あれでやっているということですので、また、皆様のご意見とか聞

きながらですね、調整していきたいと考えておりますので、よろしくお願
いします。

それと、インスタ映えはどうかということなんですけど、今、フェイ
スブックとか、そういうのでいろいろとあげてですね、900ぐらいですか、
いいねっていうのをさせていただいたのが、4,182いいね、かなりの人数は
増えております。

ただ、ちょっとインスタのところ、フェイスブックのほうでやっており
ましてですね、本格的にインスタをやってませんので、ちょっとそれを評
価をいただいている結果が出ておりませんので、また、今後それにも取り
組みたいと思っております。

あと日本遺産の取り組みなんですけど、3年かけていろいろな国の補助も
いただいております、いろいろと取り組んではまいりました。それで、今後
の戦略なんですけど、やはり国の予算が終わったんですけど、斎宮のほう
はいいんですけど、大淀とかですね、他のほうへなかなか整備ができてな
いということで、日本遺産活用推進協議会とも相談しながら、整備計画と
いうか、今後の整備計画というのを、計画をつくってですね、それで進め
ていく。

それから、また今やっておりますヘルスツーリズム事業とも連携しなが
ら、日本遺産を巡るといようなこともですね、考えていきたいと思いま
すので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内理議員。

○3番（山内 理） 時間がね、今のお答えいただいて感じたことは、随
分誤差といいますか、まず我々私もそうですけど、いらちですので、町長、
確かにあれ10年かかったかしらんですけど、町民や観光客からすると、あ
れが10年かかろうが何しようが、建っておる、素敵やなと思うんですよ。

いいから、これ言うんです。

あんなん悪かったら、こんなこと、この場にも出てきません。いいから、惜しいから、もうちょっとこうなればいいのになと思うから、これ言うんです。

決して悪口じゃないですよ。随分誤差を感じたんですが、キャンプ場も入れて22万人とかおっしゃいましたね。22万人でほぼ目標、これは随分ちょっと低すぎるんじゃないかなと、もっと上げやんと。せつかく日本遺産に選ばれて、私もそうですけども、こうやってバッチもらって、嬉しくつけてますけど、やはり日本遺産に選ばれたら選ばれただけ、それこそ他の、変な話、多気やら玉城からね、明和町さんすごいよなど。伊勢神宮みたいなやないかなと言われて、言われるぐらいやとちょっとかなり無理がありますけど、随分人が明らかに多いというぐらいになってほしいと思うんです。

ウツギもそうですけど、もうちょっと長い目で見てくれ。もう3年経つんですね。あれたぶん3年経ってあれで、じゃああと3年経って、今度はこうなるんか、ならんと思うんですけどもね。手を考えていただきたいなと思います。

何を言いたいかと、これやっぱり日本遺産といって全国に発信しました。電車も何でしたっけ、ラッピング、あれも走っています。先ほどおっしゃったように、特急電車から平安の杜ですと言ってもらっておる。だから、いろいろ認知はされておるんでしょうけど、やっぱりお客さんというのは、何遍もいいますが、行政側の都合がどうだろうこうだ、文化庁がどういうもんだ、こういうもんだ、関係ないんですよ。

お客さんは来て、きれいかどうか、素敵かどうか、また来たいなと思うか、それしかないんですよ、これは。だから、そここのところもうちょっと考えていただくと、無理な話をしとるのかもしれないけど、スピードアップと、やっぱりお客様目線ということを、もうちょっと考えていただかんとあかんと思うんです。

先ほど言いましたけど、ライトアップもあとにしましょうか、この齋宮に今現在、お越しになるお客さんというのは、どういうお客さんやと思います。よく俗にいう観光バスから降りてきて、帰っていく時は、両手いっぱい買い物袋ぶらさげて、バスへ入っていかれるお客様ですか、違うですよね。

もちろんそんな買い物するところもあらへんですけど。そういうお客さんじゃないですし、また、なんかおいしいものがあるんや、食べに行こうというて来るお客さんでもないですよ。ここへお見えになる方というのは、やっぱりある程度、伊勢神宮なり、それから齋王のことなり、また、これからもっと齋王さん知りたいな、ああこういう明和町ってあったんやと。ある程度そういう意識をされる方が多いんじゃないか。特に個人でみえる方はね。

となった時に、そう明和町にそうやって来た時に、その方々は明和町のおもてなしを、どこで感じたらいいか。これ一つそもそも嫌味になるかわかりませんがね。源氏物語の中に明和町が出てくることがご存知でしょうか。竹川の橋のつめなるや橋のつめなるや、花園にうんぬんという碑があるんですよ。

源氏物語を読みながら、約千年前の平安時代から伝えられる地名を感じ、齋王様も見られたであろう花園を想定して、王朝ロマンを感じてみませんかとあるんですね。どこに花園があります。あらへんでしょう。

博物館のパンフにも書いてあるんです。竹の都・齋宮、それ見て来て、お客様は事情を知らませんから、そんな文化庁がどうかこうとか、それ見て来て、あれ竹の都どこにあるのよ、確かに平安の杜はあるけど、正殿、東脇殿、西脇殿はあるけども、竹の都ってどこにあるの。

それから、この千年前の平安時代うんぬんと、王朝ロマンを感じる花園どこにあるの。これが問題ですよ。これ発行は明和町齋宮跡・文化観光課が呼びかけておるんですよ。

そうしたら、やっぱりそういうものをある程度つくってあげやんと、時間のかかるのもわかりますし、あそこ聞くと何か育ちにくい土らしいんですけど、そういうのもようわかりますよ、事情も。

だけど、それをなんとかしていかんと、一々そういうお客様にわかってくれ、わかってくれ言うたかって、それはわかってくれませんのでね、やっぱりそれはしっかりやっていかんと、お客さん来て、また次もこの明和町に来たいと思ってくれないですよ。そのところが問題じゃないかなと。もちろん皆さん一生懸命やってみえるのはわかるんやけど、竹の都でも、嵯峨野のあの竹林の道、あそこまで、あんなことは望んでませんので、少なくとも竹がもっとあってというふうなイメージをしてあげてほしいと思います。

また、それに10年、20年かかるんやと言われても、これまたこれ10年、20年先みてくれと言われても、それまた逆にそんなことは、とんちんかんで、2018年は通用しないと思いますので、それを肝に命じてやってほしいと思います。

それとね、インスタ映えとライトアップのことなんですが、ライトアップが暗いんと違うんですよ。基本は真っ暗じゃないですか、基本は。正殿があって、西脇殿、近鉄から見るとね。西脇殿があって、東脇殿と。今のライトの関係を見とると、パッと目に入ってくるのは、東脇殿の白い壁なんですよ、真っ白な壁、あれが非常に目立つんです。まして電車でピュッと走ったら、もうあれしか見えへんぐらいです、見えても。

ということは、光が暗いじゃなくて、光の調整具合を考えてほしいと。我々今は何年生で習うんかしらんけども、昔、習いましたよね。光量は距離の2乗に反比例すると。そうするとあそこを見てみると、東脇殿を照らしとるライト量と、それから正殿に向かっておるライト量が2倍しか変わってないんですよ、2倍。

そうしたら当然、単純にあれだけ見たって、正殿の光が弱いつて、誰が

見てもわかるんや。距離の2乗に反比例すんのやから、4倍なきゃあかんすですよ。けど倍しかあらへん。

そやけど倍なら倍でええけども、そうしたら東脇殿はまして白いし近いんだから、もっと東脇殿の光量を下げやんと、どれがメインなのかわからん。

だから、明るくせえという話やないんです。だから、そういうライトアップのプロかなんかに聞いていただいて、どうやったら少ない光量で、それこそ課長がいったように、逆に雰囲気良くなる見せ方というのをしないと、あれでも随分お金かかっていると思うんです。かなりのお金かけて、早よせな思っただけで電気つけたんやと思うんですけど、やっぱり最大限の効果を発揮するように考えていかないと、勿体ないですからね。それを是非やってください。

それから、これはあんまり言うと嫌味になるんで、嫌味ばかりで申し訳ないですけど、日本遺産に選ばれてね、これ補助金、随分もらったじゃないですか。かなりの補助金。そうしたらそれを、何をもってうまくいったかと判断するんやというんですけど、非常にこれは個人個人で違うんでしょうけど、一つ私もわからんことがあるんで、教えてほしいんですけど、日本遺産のホームページを見ると、これは課長よくご存知でしょうけど、世界遺産は保護が、文化財の保護が目的やと、ところが日本遺産は、一部だけ読みますけど、既存の文化財の価値付けや保全のための新たな規制を図ることを目的としたものではなく、地域に点在する遺産を面として活用し、これはいろいろありますので、地域活性化を図ることが目的としますと。

それから、もう一つ、認定されて、認定による効果というところに、日本遺産に認定されると認定された当該地域の認知度が高まるとともに、ラッピングも走らせ、東京も行ってもろてしてもろとるんやから、認知度は随分あがったと思います。

日本遺産を通じ、さまざまな取り組みを行うことにより、地域住民のアイデンティティの再確認や、地域のブランド化等にも貢献し、ひいては地域創生に大いに資するものとなると考えています。

これわかったような、わからんような書き方なんですね。地域住民のアイデンティティの再確認やって、これどういう意味ですか。よう私わからん。

それから、ひいては地方創生に大いに資するもの。片方であの3棟が建った時に、素人考えやけど、ああしたらこうしたら、皆さんおっしゃったと思います。課長も文化庁の関係であかん、これもだめなんです、あれできません、あれもできません。ああそうなん、そんな制約があんのやと、それはしょうないなど。

それから、今度は日本遺産に選ばれた、認定された。認定されたら地域活性化を図る。あれもあかん、これもあかんって、なんとして地域活性化を図るんやろ。それで、しかも地域創生に大いに資する。一体文化庁は何をせえというとりんかなと。どういうふう理解しています、私には理解できないので、ちょっと代わって教えてください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（中井 幸充） 山内議員いろいろとおっしゃっていただきました。

時間のかかる話でありますのでね、いろいろな整備含めて、ご案内のようですね、この斎宮跡の整備そのものを、本格的にやり出したのは、まだほに3年前でございます。

これは一つは歴史的風致維持向上計画の中の事業認定をいただいて、ようやくですが、先ほど来、花園の部分でどうなんやとか、あるいは竹の都はどうなんやとかいう話なんです、まだ、やり始めたばかりであります。今、花園のところには散策道、それから神宮橋の公園とかですね、そういうのを計画しながら、今、進めているというのが現状でありますので、そうですね、来たで何もあらへんやないか、あらへんやないかって、それ現

状ありませんよ。ありませんけれども、我々としては、これね、史跡指定を受けて、もう40年近くになるんですよ。その中で本格的に整備を始めたのは、まだ最近じゃないですか。

ですから、町民の方にもお願いしたいです。長い目でやはり見てほしい。でないと、急速にというわけには、まいたらないのが今の町財政でありますので、一つですね、そここのところは長い目でですね、見ていただきたいと思います。そのように思います。おっしゃる意味は十分にわかります。

我々かって、直ぐにですね、ああやこうやってやりたい。やりたいけれども、財政が伴わない今の明和町の懐具合、そこら辺を考えるとですね、やはり国あるいは県の支援を受けながらですね、整備をしていくというのが、今の状況でございますので、足並みは確かに遅いかもわかりませんが、そここのところはですね、十分にご理解をいただきたいなど、そのように思います。

ライトアップもですね、正直申し上げまして、これでええんと違うかと、私が最終的に、これぐらいでええのかな。何故かというたら、一つはですね、おっしゃるように東脇殿がアップを浮きます。浮くけれども、やはりその奥にあるのが、正殿やということの中でですね、やはりそれぞれのなんというんですか、見方、考え方というんですか、そういうものになるだろうというふうには思います。

3棟の建物を平均的にパッと照らすのも、一つの方法でしょうし、一つを暗くして、一つを浮き出すという、そういう方法もあるんでしょうし、これはですね、それぞれの人の思いで、随分と違うというふうには思います。

従ってですね、どれがええのかというのは、これから皆さんの意見も、これ全ての人意見を聞いておいたら、たぶんまとまらないというふうには思いますが、そういうことの中でですね、苦労しているということだけ、ご理解をいただきたいなど、そのように思います。

また、日本遺産ですが、文化庁さんの考え方というのは、正直いって

我々もですね、一つはよく言われるんですけども、日本遺産って何、世界遺産へのワンステップかっていうようなことで、よく言われるんですけども、いやいやそうじゃないですよ。今までどうしても文化財というのは、ホームページにもありましたように、単体を捉えて、それでその価値を問うというのが、非常に多いわけでありまして、世界遺産の部分もですね、いろいろ分野が分かれていますけれども、そういう形のものというのが多いわけですね。

富士山なんかはたぶん特別なんだろうと思うんですけども、そういう中で日本遺産そのものは、我々もちょっと当初ですね、戸惑った部分というのが、実はございます。

それで、特に明和町の場合、齋宮を日本遺産にという、この歴史とか文化とか、そういったものは明和町の齋宮というのは、これはもう1級品でありますけれども、言われるように、目で見てどうなのというのがですね、なかなか我々としてもつかみにくかったわけでありましてけれども、しかしながら、齋宮に関わるもの、いろいろな文化財以外のものというのが、幾つかある。それを一つにまとめれば、ただ齋宮だけじゃなしに、町全体として盛り上がる、そういうものであるのではないかなというふうな思いの中でですね、実は日本遺産の認定、文化庁さんもそういう視点の中で、齋宮って平坦で、遺跡は発掘調査をすれば柱の跡ばっかで、形としてはないけれども、しかし、齋宮に関わるいろんなものが、町全体にあるやないですかって。

それを一つひとつだけではなし、まとめる。まとめるというんか、一体のものとして、やはり浮かび上がらせていく、そういう手立てが必要ではないかなということではなされました。

言われた中で、ああ、そうやなというふうな覚えもありますし、玉磨かざば光なしであります。これからですね、まだ幾つかのものを、今まだバラバラでありますから、これを一つのものとして、つなぎ合わせる中で

すね、観光なりいろいろなものに結びつけていく、その必要があるんじゃないかなと、そのように捉えております。

今までは確かにおっしゃるように、名前を売る、知名度を売る、明和町の齋宮をPR、そこら辺に主眼をおいてきたということがあるわけですが、これからは外へ情報を出したけれども、やはり中できちっとですすね、それらの部分を迎える、そういうものをですすね、やはりこれから取り組んでいかなければならんと、そのように考えておりますので、何回もいうようですが、焦らずにですすね、しっかりと地に付けて事業を進めてまいりたいと、そのように思います、よろしくご理解いただきたいと思ます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○3番（山内 理） まだまだネタはいっぱいあるんですけどもね、もう時間も迫ってきましたし、町長言われるようにね、我々、私個人がそうなのかもしれませんが、やっぱりもっと早くして欲しい、良い最高の齋宮にしてほしい、最高の明和町にしてほしい。来たお客さんが必ず喜んでほしいと、僕は単純にそれだけのことです。

結局ね、私これ貴重な一般質問の時間を、私の愚痴を言いに来たと違うんで、要するにこれは一つ町民の皆さんの願いでもあるというふうに、ご理解いただきたいんです。確かに行政側、文化庁さんとのいろんな厳しい制約あるんだろうと、このこともわかりますけども、だけど3月1日の全協の時もね、堀課長にも言うたんですけど、できないことをできないと言うのも正しいんです。実際できへんのやし、制約があるんやし、だけど、できなくても、法があっても、いつかは必ずできますよという姿勢がほしいんです。

じゃその姿勢に対して、町民さんは安心します。ただ、あともう少し時

間がかかるということも、たぶん理解していただけるでしょうし、それをわかった上で、現場の方々は考えて、一生懸命おもてなし、明和町のおもてなしをしていただけたと思います。

ただ最後にもう1点ですけどもね、私が感じるのは、課長ももちろん、町長もそうですが一生懸命、一生懸命って失礼な、上から失礼な言い方ですけど、やってみえるのはようわかります。現場の方も一生懸命やってくれとるんです、それぞれがそれぞれの思いで、私ちょうど中間に入っておるようなもんで、やっぱり感じるのが、行政の皆さんと現場の皆さんとが、やっぱり同じ方向を向いてないような気がします。

3月3日に梅まつりがあった時に、実はある方に聞いたんです。お客さんと接しておられる、要するに明和町のおもてなしをしていただいております方に。これ齋宮跡もようになったし、あとどうしたらもっと良くなりますかねと、単純に聞いてみたら、普通そう聞くと、ああせえこうせえって、だいたい愚痴を言われる、たいがいそうなんですけど、でもその方は違ったんです。

「私な、もう言いたない。」えっ何言いたないって、もういっぱい言うてきたと。ああしたらどうやろ、こうしたらどうやろと、いっぱい言うてきたんやけども、ちょっともしようという気配を感じやんと。説明もしてくれへん、もう実際そうかどうか知りませんよ。その人だけの言い分やらね。

だからもう疲れて言いたないんやわというふうに聞いて、私は愕然としてね、そんなことを言わんと、いろいろアイデア教えてくださいって、その場を取り繕ったんですが、これほんの一例なんで、それに余り気にする必要はないのかもしれんけども、だけどその人も現場で、お客さんと対応していただいております方です。

今日、後ろにみえる方も現場で対応してみえる方です。そうすると、やっぱり行政の皆さんと現場の皆さんが、同じく目的を持って、目標を持つ

て、時間がかかるならかかるで、現場も理解し、同じ方向を向いて、来たお客さんに一生懸命おもてなしをしとる。ここにおもてなしの心が、明和町のおもてなしの心が発生、生まれてくるんやと思うんです。まずそれを早急にさせていただきたいと思います。

だから、ああせえこうせえ、それは言いたいんですけど、さっきから町長の答弁に、そんな簡単なもんやないって、ようわかりました。ようわかりましたけど、それならそれで、それを現場の方にも理解していただいて、同じ方向を向いて、じゃあそれなら今できることを、お互いに現場と行政とが、できることをして、おもてなしをしようじゃないかと。そういう形、これきれいごとじゃなしに、本当にそうならんと、やっぱりお客さんというのは、何か感じて帰られると思うので、せっかく3棟できて、非常にいいなと、本当に期待していますし、もっと良くなってほしいなと思います。

だから、それを最後をお願いしたいです。現場ともっと打ち合わせをしていただくというか、もっと現場に足を運んでいただければ、ありがたいと思います。

もう時間ですし、もう最後の締めとします。

本日はですね、1点目の太陽光にしても、この齋宮跡のことにしても、じゃあわかりました、こうしましょうと。そんな簡単にいく問題ないのは、よく重々わかっております。

だけど、将来に向けて、やっぱり手を打っておかないかんことやと、私は真剣に思います。そのことは直ぐにできる問題じゃないので、町長も長い目で見てくれとおっしゃいました。長い目で見てますので、町長自身がその長いことやっていただかんとあかんということですから、町長はトップとしてリーダーとして、今後、何をすべきかというのは、得手して現場に答えがあると思います。

町民の皆さんが、町長が今後、何をすべきか、答えを持ってみえると思いますので、それを重々に参考にして、明和町の将来をよろしくお願い申

上げまして、私の一般質問とします。

ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で山内理議員の一般質問を終わります。

最後になりましたが、本定例会開催運営にあたり議長として、皆様にご心配をおかけしましたことを、一言お詫びを申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、ありがとうございました。

（午後 3時 10分）
